

# 第五十一回国会 大蔵委員会

## 議録 第三十五号

(五二二)

昭和四十一年四月二十二日(金曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 金子 一平君

理事 山中 貞則君

理事 平林 剛君

理事 武藤 山治君

岩動 道行君

奥野 誠亮君

木村 剛輔君

田澤 吉郎君

西岡 武夫君

福田 繁芳君

山本 勝市君

佐藤觀次郎君

野口 忠夫君

平岡忠次郎君

山田 耻自君

永末 英一君

大蔵大臣 福田 起夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤井 勝志君

(主計局次長) 岩尾 一君

大蔵事務官 松井 直行君

(証券局長) 上林 英男君

国税庁長官 泉 美之松君

大蔵事務官 安井 誠君

(証券局長) 務課長 佐藤觀次郎君

大蔵事務官 光三君

大蔵事務官 安井 誠君

大蔵事務官 光三君

大蔵事務官 安井 誠君

同日	委員西岡武夫君辞任につき、その補欠として大倉三郎君が議長の指名で委員に選任された。
	岡武夫君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十一日

戦傷病者の恩給担保融資額の是正に関する請願

(小川半次君紹介)(第三一七七号)

(同遠藤三郎君紹介)(第三三三〇号)

(同砂原格君紹介)(第三三三一號)

(同田澤吉郎君紹介)(第三三三二号)

(同高瀬傳君紹介)(第三三三三号)

国民金融公庫環境衛生部融資による公衆浴場業者への借入金利子減免に関する請願(中野四郎君紹介)(第三三二八号)

公衆浴場業に対する所得税及び法人税減免に関する請願(中野四郎君紹介)(第三三一九号)

は本委員会に付託された。

○三池委員長 これより会議を開きます。

公認会計士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。

度の公認会計士法の改正において、社団法人日本

は、特殊法人としての日本公認会計士協会が今までに、おそらく計理士の方々の出身の全日本

公認会計士協会を特殊法人として、すべての公認会計士をこれに加入させるということになつておられます。しかし、聞くところによりますと、公認会計士の団体はほかにもう一つあるよう聞いておりますが、これとの調整はどのようにするのか、この点の詳しい事情をひとつお尋ねしておきます。

○松井政府委員 お答え申上げます。

仰せのとおり、現在民法法人としての日本公認会計士協会のほかに、特例試験で通りました、いわば計理士出身者の公認会計士がつくつておる団体がございます。全日本公認会計士会という名前のもとでございます。しかしながら、その設立の時期、運用の実績並びに加入会員の数等からいたしまして、日本公認会計士協会がただいま主軸をなしておるようございまして、事実上は日本公認会計士協会を母体にいたしまして、これは現在の公認会計士の約七七名がこれに加入しておるということに相なつておる関係上、これが母体といいますか、主體になることは間違はないかもしれませんけれども、今までこの日本公認会計士協会と全身の経緯、それから試験制度を通じてきたその経緯の相違等から、感情的にいろいろ不和がございまして、この間に争いがあつたということも事実でございますが、最近におきましては、お互にが排他的な態度をとつておつても無意味である、全体の公認会計士の地位の向上なり制度の明確化をはかる意味におきまして、今回新しく特殊法人として日本公認会計士協会というものが立法されましたが、いまして、この間に争いがあつたということも事実でございますが、最近におきましては、お互にが、これを改めた理由はどういうところにあるか、このいきさつもひとつ伺つておきたいと思います。

○松井政府委員 本来、今度特殊法人化という線に沿いまして、法律で規定いたします日本公認会計士協会といふものは、どこまでも公認会計士の自主責任体制を明確にし、その業務の効率を彼ら自身の手によってあげるということを期待しておるものでございますので、政府が一方的に設立委員といふものを選任するという案もございますが、そういう性格から見て、これは強制しないで、自主的に設立委員がきまるということを期待いたしておる次第でございますが、先ほどの第一問との関連でございまして、二つの団体があると

1

いろいろきいたいことを伺うたが、この問題についてもまた問題があるのではないかと心配がござります。これはできるだけ早く、それまでの間に異質の団体が合体することを期待しつつ、そこに誘導といいますか、できるだけそこへ持っていくたいということを念願いたしておるわけであります。それができなくて、ある特殊の団体の出身者あるいはその役員だけがこの設立委員会を独占するということがないように、現在までだいぶその団体にも属しておらない公認会計士であるわけでございまして、なお、外国の公認会計士もおるわけでござりますので、それらから公正士に選任されるといふことを期待したいと考えております。

たは監査法人の制度を設けることになつておるが、認めの条件として、公認会計士が五人以上集まらなければ設立できることになつております。アメリカのパートナーシップの制度は二人以上ということで出発しておりますが、五人以上にした理由はどういうところにあるか、この理由について二つ述べさせていただきます。

○松井政府委員　社員の数を五人以上とした理由を説明せよというお話をござりますが、これにつきましては、いろいろ審議の段階におきまして、本来、自然人のみが行なっております監査業務を、今度は法人としての組織化した形でやれるところのほうへ、それ自身が、監査の業務を組織内

にやれるといふところに重点的なねらいがあるわけですから、監査業務が組織的に行なえるということを期待する場合にはなるほど、法律上では、団体あるいは法人というものを考えますときには一人以上ということを言い得るといつましても、相当数の人間が集まつてないところも

組織的監査はできないという観点から、むしろ十名以上も必要じゃないかという意見が一方にあつたようですが、さきほどの意見とおり、純法律的に考えますときには、団体を形成する場合には二名以上でもいいのじゃないかとい

うことも言い得ると思うわけでござりますが、御存じのとおり、現在の商法に基づきます株式会社という制度の実態を見てみますときには、ほとんど九七、八%までが同族的なものであり、本来の株式会社らしい株式会社というものは数%にすぎない、非常に小さな法人等におきましては、全く個人に近いようなものまで株式会社制度という名のもとに法人化が行なわれるということでございまして、実態的に株式会社のいいところ、その法がねらつておる条件全部を満たしておるとは言えないと、いうような事情から考えまして、せつかく監査法人という組織化を行ないまして、その実体を備えなくて、個人の集団のちよつと毛のはえたもの、いうような不適格な法人ができるることを未然に防止いたしまして、監査業務の組織化といふことをこの効果と見ることと存じます。

が、アメリカに範をとつてわれわれいろいろ考へてきた経験もございまして、組織的監査を行ない得る法人の実体を備えたもの、しかも、その制度をりっぱなものに将来とも育成していくたいといふ観点から考えますときには、單に法律上の理屈だけではなしに、実態とその目的に合つた線に沿つて法制を考えるのが適当であろうと考えまして、五人以上という要件を必要とすると考えたわけでございます。

○佐藤(觀)委員 この監査法人の制度をつくられるのには各国の参考にされた例があると思うのですが、アメリカやイギリスなんかの制度の中でどういうところを参考にされ、どういうところを取り入れられたか、これも伺つておきたいと思ひます。

が、アメリカに範をとつてわれわれいろいろ考へてきた経験もございまして、組織的監査を行ない得る法人の実体を備えたもの、しかも、その制度をりっぱなものに将来とも育成していきたいといふ観点から考えますときには、單に法律上の理屈だけではなくに、実態とその目的に合つた線に沿つて法制を考えるのが適当であろうと考えまして、五人以上という要件を必要とすると考えたわけでございます。

○佐藤(觀)委員 この監査法人の制度をつくられたのには各団の参考にされた例があると思うのですが、アメリカやイギリスなんかの制度の中でどういうところを参考にされ、どういうところを取り入れられたか、これも伺つておきたいと思います。

○松井政府委員 一人一人の自然人がやつておられます監査業務を組織化する場合に、いろいろな法制的な考え方があり得るわけでございます。日本での現在の法制で申しますと、組合員の内部の組合契約によつてそういう内部関係をつくり上げるということも可能でございますが、組合契約と申しますのは、御存じのとおり、実はまだ個人的な色彩が非常に強いものであります。したがつて、団体としての実在といいますか、日本の法制におきましても法人格といふものをも与えていないといふ状況でございます。一方、個人的色彩が非常に強い、かつ、団体としての統一性、実在性を主張し得る姿といたしましては、日本では法人格を与えるという形の中で合名会社等が考えられるわけでございますが、御存じのとおり、商法における合名会社といふのも非常に營利的な色彩が強いためである、はたして監査業務をもつて營利法人と規定していくかどうかということに疑問がございまして、日本に現在ござります民法上の組合などあるいは商法上の合名会社制度そのままに乗つかるということは、その観点から不適当であらうと思います。たまたま英米の法制をいろいろ調べてみますときには、日本の組合でもあり、かつまた、合名会社的色彩も持つてゐる中間的な存

在としてパートナーシップという制度があることは、皆さんもよく御存じであろうと思います。これは日本の組合とも言い得ますし、あるいは合名会社とも言い得る制度であるわけでありまして、実は法人格を与えるか与えないかというところは、いろいろ英米法ではあまり問題にしないわけでございますが、日本の法制を考えますときに、やはりはつきりした法人格を与えるという形をとる必要があるわけございまして、もしパートナーシップ法というような英米の法律を導入することは、やはりはつきりした法人格を与えるといふ形を考えたわけでございますが、商法とか民法の例外と申しますか、特別法を一般的に考えるということが可能であれば、われわれも導入する道を考えたわけでございますが、商法とか民法の例外とは、単に公認会計士の団体のみならず、その他団体法上の大きな問題でございますので、特にパートナーシップ法というものの制度は考へませんでした。そこで、大部分はこの準用法規にありますとおり、合名会社の制度をとったわけでありますが、それに公認会計士の団体としての特性からくる要請を満たし得るだけの特別の条項を加えまして、事実上はアメリカのパートナーシップが果たしておると同じような機能を期待し得るような団体に持つて、いこうということを考えたわけでございます。なお、ドイツの場合におきましては、会計士の会社は、株式会社でもよし、有限会社でもよし、合名会社でもよし、合資会社でもよし、いずれの法制を借りてきてもそらした団体がとり得るという考え方方に立っておりますが、わが国におきましては、先ほど申し上げたとおり、純粹な営利法人として規定することについてはしさか疑問があり、不似合いな点があるという観点から、英米のパートナーシップのいいところを取り入れまして、組合と日本の合名会社の線に乗つかりまして、特別規定を置くことによってこのパートナーシップの例を導入しようと考えたわけでございます。

では限界に達してきた。だから、多人数の公認会計士が監査に当たるのが適当である。それで認めたと思うのですが、いまの状態で監査法人の数はどのくらいの数が予想されますか。その設立については、大体の予想をつけてやつておられるかどうか、伺いたいと思います。

○松井政府委員 ただいま監査法人の社員の数について御質問ございましたが、日本の場合におきましては、にわかにアメリカ式にそういう大きさをものができるということを期待し得ないことは仰せのとおりであるうと思いますが、少なくとも五名ないし十名程度、この法律案が通りますときに、監査法人として出発可能と考そられる数は大体十ないし二十ぐらいを考えております。それは、先ほどから申し上げましたとおり、現在においても、たとえば、事務所を共同にする、計算を共同にするというような形でもってその共同化の一歩前進が行なわれておる実情でございまして、昭和四十年の四月の調べで、そうした共同事務所の数は、関東が入つ、近畿で二つ、四国で一つといいう実態でございますが、このほかに共同事務所としては登録されておりませんが、非常にたくさんのお公認会計士を事務職員として使用いたしまして、その事務職員と共同監査を行なつておる公認会計士事務所というのはこのほかにも幾つかあるようですが、これらは実質的に共同事務所と見て差しつかえないものでござりますので、当初設立が予想されるものはこれらの事務所が母体となるであろうといふことを想定いたしますときには、先ほど申し上げたとおり、十ないし二十といふ形での出発するのではないかと想定いたしておりますが、その設立については、大体現在の共同事務所の構成員が中心になるということを考えますときには、おおむね五人ないし十人という形で出発するのではないかと想定いたしております。

○佐藤(観)委員 それから、監査法人を組織した場合には、社員が大体監査法人の責務について連帯で無限責任を負うことになると思うのですが、もしそうであるとすれば、社員の責任負担が非常に重いので、監査法人を設立しようとする公證会計士は非常に少なくなると思うが、あなたの方はどういうように解釈されておりますか、これを承つておきたい。

ども、それを押して、なお有効な、組織的な監査を行なえるということに主眼を置いてこの立法がなされ行なわれておるわけであります。かつまた、それがいろいろ責任があるのでござつて、いろいろの立場あるいは審査会の審議の途中におきましては、関係者も呼んでいろいろ聞いておりますし、事実上、全体の公認会計士の頭の中では、こういう監査法人をつくるときのその組織となることについての公認会計士の責任等につきましては、広くもう普及され、自覺はでき上がっておるものと考えますので、実際のスタートにあたりましては、むしろそういう心配はある程度消えておるのじやなかろうか、そういう心配がこの組織化が行なわれるときの障害になることはおそらくないのではないかとわれわれ考えております。

○佐藤観委員 公認会計士が監査証明を行なうと、会社から報酬を得ておるので、たとえ不適正なことを認めて、意見を差し控える場合が多いようよとに見受けられるのです。今回の改正案では、協会の機能が強化される。たとえば、会社に不利なような監査証明を行なつた場合、公認会計士との契約を解除しようというような場合が出てくるのじゃないか。協会が何らかの方法によって会社と折衝して、公認会計士の地位を守ることができるとかどうか。この問題についてはどのように解釈されておるか、伺いたいと思います。

○松井政府委員 仰せのことより、有価証券の流通の円滑化をばかり、かつ、一般投資大衆の保護に資するというために、発行会社の財産状況なりあるいは収益状況を公正に大衆に公示するといふことが必要なことは申しまでもありません。そのためにその会社としては公認会計士の職業人による監査といふものが要請されておるわけでございますが、いま佐藤委員がおつしやいましたとおり、被監査会社から報酬をもらつて公認会計士が監査をやるという従属関係がござります。ところが、先ほど申し上げましたとおり、一般大衆に真実を公開する、その担保として監査証明というものが

被監査会社から独立の立場で公正な監査証明がで  
きるという制度、実態、環境を整備することが一  
番必要なことであろうと思います。昨今、いわゆ  
る粉飾で問題になりました会社がございますが、  
非常に残念なことには、一、二実例を調べてみ  
ますと、被監査会社からの圧力もあり、事実紛糾  
であると知りながら、粉飾でないとして監査証明  
を出した例もなきにしもあらずといふような状態  
でござりますので、何としても被監査会社からの  
虫立文書を准ずるようになっておきたい、こういふ

被監査会社から独立の立場で公正な監査證明ができるという制度、実態、環境を整備することが一番必要なことであらうと思います。昨今、いわゆる粉飾で問題になりました会社がございますが、非常に残念なことには、一、二実例を調べてみますと、被監査会社からの圧力もあり、事実粉飾でござりますので、何としても被監査会社からの独立性を維持するようを持っていきたいといふねらいが今回の法改正の大きな一つの柱になつておるのでございまして、先ほど御質問がございました監査法人もその一つでございますが、実は公認会計士協会といふものを特殊法人化するといふこともこれをねらつておるわけでございます。したがつて、りっぱな公認会計士が良心に従つて監査證明をしたところ、被監査会社の利益と相反するということで監査契約の解除になるという例は幾多あつたようでございますが、そうした形でもつて発行会社の横暴を許しておく、りっぱな公認会計士に泣き寝入りをさせておくといふことは決して適当ではありませんので、特殊法人の業務の一つといたしまして、特に監査證明業務について議論の調停制度を設けようといふ案になつておりますが、具体的な手続は協会の内規で決められることにならうかと思いますが、これはどこまでも被監査会社と公認会計士の間に立ちまして、会員の独立の立場を擁護する方向で特殊法人がしかるべき力をかすということをねらつておるわけでありますので、公認会計士協会が特殊法人化した趣旨を生かして十分活動するならば、いまおっしゃつた面につきましても、公認会計士の中正の立場、独立の立場を十分發揮する方向で活動するであろうということを期待いたしております。

○松井政村委員 どうのような解釈をしておられますか、伺いたいと思います。

しては、なかなか法律上むずかしい問題でござりますが、法律に根拠を持った計理士といふ制度がなくなるわけでござります。したがつて、法律に根拠を持つた計理士という肩書きで仕事をし、あるいは証明するということはなくなりますが、事

実行為として、一体計理士という名前を使つたらどうなるかという問題もありますのうかと思いますので、制度として法律上の計理士がなくなりましたあとどんな事態が起るか等につきましては、事実行為の問題でございますので、秩序の維持、その他の観点から、われわれとしても対応しなければならない問題がいろいろ発生してまいりますので、今後とも十分検討してみたいと考えております。

名前が普及しておりますから、相当専門的な人だ  
と一般の人は思つておると思うので、そういう点  
でいろいろ誤解を与えて、計理士がはびこるかし  
れない。そういう制度がなくなつても、現実的に  
はそういう名前が使えるということになれば、相  
当悪用するような人が出てくるんじやないかと思  
われますが、そういう点については、一体政令の  
規定があるのか、あるいはどういう方法をとるの  
か、これははつきりしておかないと問題が起きる  
と思いますが、どういうふうに解釈されておるの  
ですか。

○松井政府委員 旧計理士法には「計理士ハ計理士ノ稱號ヲ用ヒテ會計ニ關スル検査、調查、鑑定、證明、計算、整理又ハ立案ヲ爲スコトヲ業トスルモノトス」とあつて、計理士たる資格を有しないで計理士の業務を行なつた者には罰金刑がござります。したがつて、もう法制上計理士といふものはないわけでござりますので、法の規定に基づきます計理士という称号と業務はなくなるわけでござります。しかしながら、いままで存在した制度であり、一般に人口に膾炙した称号でもある

といふことでもつて、一部に不正が行なわれ、無辜の大衆が被害をこうむるといふようなことなきにしもあらずと、いまおっしゃるとおり心配が起

こうくることも十分予想し得るわけでありますし、事業としてそういうことが行なわれる危険性があるということをさいますので、いまから法的にはつきりした対策でもってくぎを打つておくことなどをいまきめるわけにもまいらないむ

すかしさもあるうと思いますが、十分に御心配の趣旨を身に体しまして、どう処していくか、今後とも十分検討してまいりたい、こう考えておりま  
す。

○佐藤(觀)委員 いま税務署の前にその管区の税理士の名前など書いて一般の注意を引いておるのですけれども、今までの長い習慣があつて、何か計理士といふと、いなかでは公認会計士より偉いんじゃないかといふようなことで、世俗的なところでありますけれども、信用されておる。これ

は、現実に制度は来年三月になくなつても、習慣はなかなか立ち消えないと思うのですが、そういう点で、国税局なり、そういうところで何らかの予防措置をとつたならば——お医者さんなんかと違つて実害はないわけですが、そういうばかりを見る人が出でるとたいへんだと思うので、こういう点については何か大蔵省あたりで考えておられるのかどうかということをこの際伺つておきたいと思います。

○松井政府委員　いま仰せの御心配はまことにこもつとものことであらうと思います。制度もな

くなり、そういう資格を付与される人も新たにふえるということはないわけでありまして、年がたつにつれて、自然人ですので、だんだん数は減つていて、しまいにはなくなるといふことになろうかと思いますが、いまおっしゃったような問題もございまますので、こうした会計経理に関する特殊な職業人としては、たとえば公認会計士、あるいは税理士というものがある、こういう資格制度に基づきました職業専門会計人の制度、こういうものがある、計理士といふものはいつからな

くなつたということを何らかの手段方法でもつて、大衆が迷わないよう、公告といいますか、告示といいますか、そういう手段を講ずることが適

切であろうということは、いまお示しの線に沿つて私も考えておりますので、適切な手段をとつてみたいと思っております。

るといふことになれば、統制とか監督といふよくなとの強化が考えられるんじゃないかな。いふことが心配されておりますが、そのことはどういうふうな解釈をしてやつておられるのか。この法の精神はそういう強制的でないといいましても、実際は強制的にやらざるを得ないようなことが出てくると思うのですが、そういう点はどのようになつておりますか、お伺いいたします。

○松井政府委員 先ほど申し上げましたとおり、公認会計士という特殊職業人の自主責任体制に

のつとりまして、公認会計士全体の地位の向上なり、あるいは監査技術の向上なりを通じまして社会的信頼をかちえようというところがこの特殊法人のねらいでござりますが、おつしやるとおり、政府といいますか、官からの監督規定も書いてござります。たとえば、監督措置といたしましては、検査それから報告の義務、総会の決議の取り消し、役員の解任という規定を置いておるわけでございまして、これが、自主責任体制に立ってその技術なり機能を期待しようとしておる特殊法人化の趣旨に幾ぶん反するのではないかという問題

考えますが、この特殊法人は、全体の公認会計士が強制加入ということにしておりますし、登録事務を行なうといふと、非常に公共的な機能を有する団体であり、かつ、その業務の運営は、公認会計士制度とか、あるいは有価証券制度等に非常に大きな影響を持つておるものでありますので、この特殊法人の適正な運用を担保するために最小限度の制度的な規定というものが必要であらうと思います。これは普通の公益法人とい

たしましての民法人につきましても、主務官庁が職権をもつて業務とか財産の検査をすることがで  
きるし、その目的以外の事業を行なつたときには

は、設立許認可の取り消しをやるという規定があるようではありますし、また、税理士法におきましても同じような先例がございます。したがって、いま私が申し上げた程度の最小の制度的担保を置くことは、極端に特殊法人の機能を減殺し、特殊

法人設立の趣旨に反するということはいえないと思います。最小限度の制度的担保は置く必要があるうかということを考えておるわけでございます。もちろん、この協会の運営といふものは、どこまでも自治機能によって適正に行なわれることを期待しておるわけでありますので、先ほど申し上げました報告とか、検査、あるいは決議の取り消し、役員の解任という監督規定は置いてはございませんが、実際にはこういうものが発動されずに、自治的に彼らの手によつて運営が行なわれる

○佐藤觀委員 それから、この前あなたに質問しました中で、この改正案の中に、監査法人の仕事の中での付属的な業務と税理士の仕事が競合しやしないかということがあるので、この調整はどういうふうにされるか、伺っておきたい。

○松井政府委員 結論を先に申しますと、監査法人は税理士業務をその法人の目的の中には取り入れておりません。その理由はもっぱら税理士法の側にあるのでありますて、監査業務について、新たに立法政策として法人化を考えるのが、その監

査そのものの性格から見て適當であろうと考えた  
わけでありますが、税務代理という税理士の行為  
自身につきまして、いまは御存じのとおり一人一  
人の自然人がやつておる行為でございますが、こ  
れを法人化することにつきましては、税理士業務  
の本質から見て、なおいろいろ問題があろうと思  
われわれ考えております。公認会計士と一体同一に  
は論じ得ないということであらうと思ひます。ま  
だ今後の検討に待つところが大きいと思ひます。  
かつまた、現行の税理士法におきましては、ど

までも自然人が税理士業務を行なうということを、主体にいたしておりまして、彼らが集まつてある団体をつくった場合に、その団体自体が税務代理を行なえるといふ法制をとつておりますので、この監査法人をつくりましたときにも、監査法人自体の業務の中にこれを挿入するといふことは、税理士法の観点から見てもいまのところ不可能でございますが、そのメンバー、社員たる公認会計士が個人の立場で税務代理の業務を禁止しておるわけではありませんので、監査法人としてはできなくとも、メンバーの一人として税理士の仕事ができるという道が開かれておるわけでございます。

○佐藤(觀)委員 御承知のように、現在の公認会

計士の人数は二千数百人といわれておりますが、登録が何人されておるかといふこと、同時に、いま公認会計士の実際の仕事をやつておる人は、これはあとで大臣にも伺いたいのですが、ほんとうにやつておる人はその一割かそこらで、あとはみんな税理士のよろしく仕事をやつておるのではないか。そこで、今度の改正案の中には、公認会計士いろいろ加重されたあれがあるのですが、その監査法人の社員は全部公認会計士に限定されますね。こういうのを、税理士なんかを一部に入れる、そういうことはできないのかどうか。これは非常に数の多い税理士がおるので、こういう点についてはどういうふうに解釈されておるか、その二点について伺いたい。

○松井政府委員 仰せのとおり、公認会計士の数

は、最も新しいところで、四十一年二月二十八日現在の調査によりますと、一千五百四名であります。ところが、実際に監査証明を行なつておる公認会計士、これは少し調査が古らございますが、八百二十三人でございます。約四割といふことに相なつておりますが、それは監査責任者としてやつておるのが八百二十三人でございまして、先ほど申し上げました共同事務所形態のひとつつてやつておる例もございまして、監査責任者のものと

においてその補助者として業務に従事しておる公認会計士といふものもあるわけでございます。これらは的確につかみ得ませんが、二千五百人のうち、そういうもののも合わせますと、公認会計士の約六〇%が本来の監査業務を行なつておるということが言い得ると思います。それが御質問の第一の実情でございます。

第二に、監査法人ができたときに、そのメンバーの中に、公認会計士のほかに税理士も加えたらどうかといふお話をございますが、どこまでも、この法人は監査の業務を主体にして、しかも、その業務を組織的に行ない得るということをねらいにした法人でございますので、そのメンバー、つまり、主たる構成員といふものは、どこまでも、個人としても公認会計士たる資格を持つた者ということに限定するのが適当であり、かつまた、法の趣旨にも沿い、運用の要請からいつてもそれが適当であろうと思ひますけれども、先ほど申し上げたとおり、税務の仕事も、実は歐米の監査法人の例をとつていろいろ調べてみると、監査本来きな分野を占めておるようですが、そのほかにマネージメント・アドバイスといいますか、経営についての進言をも申し上げるといふような業務もありまして、これらが総合的に運用されることによつて、被監査会社も非常に便利である

し、監査法人といたしましても、その機能の発揮上、あるいは経営実態の確保の上からいいまして便利であることは間違いないところでございます。したがつて、将来もし日本の税理士法といふものが改正されまして、監査法人の兼業が許されるといふ法律体系になりました時におきましては、おそらく、監査法人は会計監査を中心とするものではありますけれども、あわせて税務も監査法人の業務の中へ採用できるといふことに相なりますならば、税理士といふものもその中に入つてくる、しかし、メンバーとして入つてくるのが適当かどうかにつきましては、先ほど申しました監査法人の目的からいってまだ問題がござりますが、税務

サービスもあわせてこの監査法人がやるんだといふ法体系がとれる時期におきましては、おそらく監査法人の中にも税理士を採用し得る余地が相当できてくるのじやなかろうか、こう考えております。

○佐藤(觀)委員 大臣が来られまして、時間の制約があるらしいので、大臣に先に時間の許す限り簡単にやります。

いま公認会計士法がかかるのですが、われわれも山陽特殊鋼のあの問題に関連して、公認会計士といふものはいかにもでたらめだといふことを感じて、がつかりしたわけです。公認会計士は、御承知のように戦後できた制度であつて、いま松井証券局長に伺うと、全国でわずか二千五百四名しかない現状で、こういうようなことが実際に行なわれたといふことについては、大臣などのようにお考へになるのか。こんなやかましい、試験を受けけるのも非常にむずかしいようなことをやらなければなりませんが、結局、会社から金をもらえば粉飾決算をなすといふようなことは、これは非常に残念だと思うけれども、今度この公認会計士法が改正されるようなることになりますが、こうしたことについてはどのよくなな処理をされるのか、どういふふうに考へておられますか。これは大臣に伺いたい。

○福田(赳)国務大臣 公認会計士の任務はこれからだんだん重要な位置になつてくると思うのです。イギリスあたりを見ますと、これは非常に高い経済社会における地位が与えられておるわけであります。制度的には我が国も相当整つてきておるようになりますが、改正されまして、監査法人の兼業が許されるといふ法律体系になりました時におきましては、おそくくると思うのです。私は、こういう重大な職務を行なう公認会計士の皆さんには、ぜひその社会的、経済的任務といふものをよく身に体して、それにまつけておるのが八百二十三人でございまして、先ほど申し上げました共同事務所形態のひとつつてやつておるのが八百二十三人でございまして、先ほど申し上げました共同事務所形態のひとつつてやつておる例もございまして、監査責任者のものと

○佐藤(觀)委員 今まで粉飾決算といふのが問題になつております。粉飾決算といふのは、企業経営の必要悪としてこういふことを考へられるよ

うになつたといわれております。しかし、これは投資家の立場からすれば非常にひどいことで、まことに考へられないことありますけれども、大

蔵省は粉飾決算についてどのような考え方を持っておられるのか、また、どんな措置をされるのか、これをちょっと伺いたいと思います。

は、これはその会社を相手いたしまして経済行為をする人、あるいはその株主、そればかりじゃありません。広く言えば一般国民ということになりますが、そういうものに対しても非常に好ましからざる損害を与えるといふような事態にもなりますので、大蔵省いたしましては、行政指導を通じまして、粉飾決算はできる限りの是正につとめておる次第でございますが、それにもかかわらず粉飾決算が行なわれる、しかもこれが相当悪質のものであるというにおきましては、法の定めるところによつてそれぞれの処分をいたさなければならぬ、そういう事例も今日遺憾ながら出てきておる、こういう状態でございます。粉飾決算などといふものが行なわれないようには、今後もできる限りの指導に当たつていただきたい、かように考えておられます。

○佐藤(観)委員 これは堀君とも話したのですがあが、いま早稻田大学でもめておる。そのもめておる原因は、月謝の値上げといふことが大きな原因なのですね。公認会計士といふものが本来の仕事をしてくれれば——この前、私は本会議で緊急質問したのですが、学校に對して国の経常費の補助があれば、監査をすると、いふのは当然でございますから、これは各大學にはいやなことだけれども、公認会計士を一人つけて、そうして精査をさせるといふようなことが必要じゃないか。まだそれまでに至つておりますからわかりませんが、これは資格のある人がいやがることはわれわれもわかりますけれども、少なくとも、国の金を出す以上は、責任のある公認会計士を大学にはつける上にすべきじゃないかとうふうに思うのです。という点について新しい問題がございますから、私は堀君ときのう話したのですが、こういふ点は大臣はお考えになつておられるかどうか、これもひとつ伺つておきたいと思います。

○福田(赳)国務大臣 もう、その会計が適正でなければならぬということは、一般の企業と学校と企業、つまり教育企業ですね、これとの間には差別をすべきものではないと私は思います。したが

いまして、学校法人に対しまして公認会計士が監査に当たる、これは私は、当然と申しますが、好ましいことである。こういうふうに考えます。しかし、これは文部当局が学校を直接監督しておるという立場もありますから、その間、一般的の企業とはちょっと違ったところがありますが、そういう方向で私としては考えてみたい、かように思つております。

○佐藤(継)委員 それから、これは前にも松井局長から聞いたのですが、計理士がなくなるので公認会計士の試験を受けさせてくれというので、大蔵委員会が骨を折って、どうにか試験を受けられるようになつたけれども、なかなか成績が悪くって、うまくいってないので残念であります。しかし、一面、税理士のことをあとで松井さんに聞くつもりでおりますが、相当数ある中で、税理士はせめて一生涯税理士でありたくないという希望を持つておる人が、若い人には多いと思うのです。だから、第三次試験なんか、公認会計士の試験を受けられるようなそういう懇意をつくってやれば、将来希望も出ると思うのですが、こういう親心ができるかできないか。これは大臣、あるいは責任の当局に伺いたいと思います。

○松井政府委員 いまの制度的な現状はどうなつておるかを私のほうから先に御説明申し上げたいと思います。

御存じのとおり、いまございます計理士制度が一定期間後廃止されるということに伴いまして、それぞれ資格に応じまして、税理士になる者は税理士、あるいは公認会計士になるものは会計士に、という道を開く意味におきまして、第三次試験というむずかしい試験にかわるものといたしまして、そりした経験が豊かな計理士の方々に適した試験制度を実施することによって公認会計士になりになる有資格者はなつてもらおうということです、特例試験というものを行なつてきたわけでございます。そのほかに、大体この計理士の業務を生業としてやっておられる人につきましては、これは税理士審査会でございましたが、名前は

によりまして税理士の資格が得られるという道も開いておるわけでございまして、大部分の方々は税理士の資格を得ておるという実情でござります。す。

なお、公認会計士の特例試験につきましては、合格率も決して悪くないわけでございまして、過去三回ばかり特例試験が行なわれました。その合格の状況を見てみますと、答案提出者分の合格者ということではじめてみますと、三十九年の第一回が二三%，それから四十年に入りました第一回、二回とございましたのが、通算いたしまして第二回目に当たるのは一三%，それから第三回目に当たるものは一七%，平均いたしまして一八%，大体二割に近い方々が三回について合格をしておられる。いずれも受験者は大体千名前後でございまして、毎回百五十人ないし二百人の方々が合格をしてきておられる。あとまだ二回この特例試験があるわけでございますが、何ぶん実務経験はございませんけれども試験に弱いという方々が非常に多いという話を聞いておりまして、こういう方々が試験をお受けになるのに都合がいいように、いろいろ受験のための講習等につきましては、大蔵省ないし現在の公認会計士協会等からも講師を派遣する等の方法によりまして、できるだけこうした残つておる方があと二回の特例試験によつて公認会計士たる資格をお取りになるに便利な方途を、しかも試験の公正さを確保しながらそういう方向に持つていただきたいと思って、いま専心いろいろ力を尽くしておるわけでございます。

ところで、この特例試験につきましては、三十年にこの法案を御審議願うときにはすでに附帯決議もついておるところであります。従来からこうした特別試験もあり、あるいは今回の特例試験をやるについては、これが最後であるぞ、これについてももう期限は延長しない、延長されることがないよう最も善の努力を尽くすべきであるといふ附帯決議をちょうだいいたしておるところでござりますので、先ほど申し上げました残つておら

れる方々につきまして、適格者の方々が、特別試験が廃止になるまでに、あともう二回の試験でできるだけ多く資格をお取りになるよう、あらゆる面で便宜の供与をしたいといふふうに努力いたしておりますところでございます。

○佐藤(鶴)委員 現在税理士は何人くらいと推定されますか。これは数も多いことですからわからぬかもしませんが、どれくらいになっていますか。

○衆政府委員 税理士についてのお尋ねでござりますので、私から便宜お答え申し上げたいと思ひます。

税理士の業務を行なう登録をいたしておられる方は、昨年の十一月末現在におきまして一万五千二百五十六名でござります。そのうち税理士会に入会されて、いわゆる税理士としての業務を行なつておられる方は一万三千六百八十二名でございます。

○佐藤(鶴)委員 らようど泉さんが来ておられましたから、二、三点伺いたいと思います。

今度の改正法案の中いろいろ公認会計士の監査法人というような問題が出てきて、相当ややこしいような状態になるのですけれども、これは私は、少なくとも一千名足らずの公認会計士は、日本の現在の経済の実情からいえば、当然大きな会社の監査人としてほんとうの業務をやれば、おそらく税理士の仕事までやる余裕がないのじゃないかと思うのですが、そろそば、税理士の仕事とこの公認会計士の仕事の分野をはつきりさせるべきではないかと思うのですが、この点はどうも改正案の趣旨がおかしいと思うのですが、その点は泉さん、松井さん、どちらでもよろしいですが、どういうようにお考えになつていますか。

○衆政府委員 お話をのように、現在のところ、公認会計士は税理士の業務を営むことができるところになっておりまして、先ほど申し上げました一万五千二百五十六名の税理士登録をされておられる

人の中に公認会計士の方は千七百九十六名おられるわけでございます。したがつて、公認会計士二千五百人のうち千八百人に近い人が税理士としての業務を実はなさつていらっしゃるわけござります。これは御承知のとおり、監査の対象法人が当初少なかつた、そのため公認会計士としての資格を取得しても、なかなか公認会計士としての監査証明の仕事は少なくて、したがつて税理士のほうの仕事をやっていかざるを得なかつた、こういう面が相当強かつたと思ふわけです。ただ、これが今後監査法人などもできまして、公認会計士の立場が強化されてまいり、そして、語弊があるかもしませんけれども、いままで監査証明につきまして必ずしも十分でなかつたという面につきまして相当力を入れていくということになりまことにありますと、おのずから公認会計士としての本来の仕事に従事する面が多くなつてまいりまして、税理士としての仕事に従事する面は若干少なくなるんじゃないのか、このようにも思つておるわけでござります。ただ、先ほどもお話をございましたように、現在の税理士法におきましては、税理士業務は自然人たる個人だけしか営めない、こういうことになつておるわけでございますが、今度公認会計士の監査業務につきまして監査法人の制度がとられてまいりまして、それによつて公認会計士としての地位が高められるといふふになつてしまつりますと、かねてから税理士につきまして、税理士業務につきまして法人化を認めるべきかどうかという点が大きな問題になつておるわけでござります。まあ、現在までのところ、弁護士と同様に、税理士はその業務の性質から見て自然人のみが行なうことにするのが適当であるということでもまつておりますけれども、しかし、いま申し上げましたような事態から、税理士につきまして法人化を認めるかどうか、これは大きな研究問題として私どもは今後検討してまいらなければならぬと思っております。そういうことになりますと、また、公認会計士と税理士、この両方の仕事の分野をどういうふうに持つていくか、これはなかなか

○佐藤(観)委員 泉さんにもう一点伺いたいのですが、最近ある国税局長が、「税理士等の関与状況調査票」また「税理士等のカード」に対しても密通達を出したといふようなことを聞いておりましたが、これはあなたのほうでお出しになつたのかどうか。これは国税局長がかつてにやられたのか、あまりいいことでないよう聞いておりますが、どのようになりますか。

○泉政府委員 その点につきましては、税理士の方、先ほども申し上げましたように、相当多くの方が納税者の依頼を受けまして税務書類を作成する、あるいは税務代理を行なう、税務相談に応ずるというようなことで、納税者にいろいろ接しておるわけでございます。ただ、税理士の業務のやり方を拝見いたしますと、大部分の方はきわめて適正にやっておられるわけでございますが、ごく一部の方でその業務のやり方が適正でない場合があるわけでございます。そいつの方々につきましては、監督官庁である国税庁といたしましては、その税理士の方を指導いたしまして、そういう事態が改善されるような方向に持つていかなければならぬ、このように考えておるところでございますして、そのような考え方からいたしまして、いまして、そのような考え方からいたしまして、昨年、国税庁長官から「税理士の指導監督について」という通達を出したわけでございます。これに基づきまして、ある局におきまして出しました通達を見ますと、本来国税庁で意図いたしておりましたことより以上に、ややそれをふえたが過ぎまして、世の誤解を招き、穩当を欠くように見受けられる面がござります。この点につきましては、昨日横山委員の御質問が税の執行小委員会でございまして、私どもいたしましては、それらの点につきましては、世の誤解を招くことのないようには是正をはかりたい、このように考えておるわけでござります。

すね。具体的に言って、どんなようなことをやつたのですか。こういう公開の席だけれども、これでは大事なことですから、ひとつ具体的な話を伺つておきたい。

○県政府委員 これは、税理士につきましては税理士法の規定があるわけでございますが、それに違反していろいろな好ましからざることを行つておるわけでございます。その内容を大きっぽく申し上げますと、たとえば、納稅に関するて詐欺、横領を行なう、たとえば、この税金は私が税務署に納めて差し上げますということで受け取つておきながら、現実に納めなかつた、あるいは、脱税の相談に応じてはいけないということに税理士法の規定がなつておりますが、その脱税の相談に応じて、脱税をはかつた、あるいは、税理士業務に関連いたしまして、國家公務員である税務職員に贈賄を行なつたといふこと、あるいは、税理士の業務を行なう場合に名義貸しをしてはいけないと、いふことになつておるわけでございますが、その名義貸しを行なつたといったよろんな種類のものが年々相当——いま申し上げました税理士業務を実際にやつておられる一万三千人の方に比べますと、年々二十件ないし三十件程度でございますので、ごくわずかでござりますけれども、そういうこととで処分をせざるを得なかつた事例があるわけでございます。

いいけれども、善良な税理士に疑心暗鬼を起こさせないようにしてもらいたい。特に私たちは地方でいろいろ国税局にもやつかになりますし、税務署とも直接関係がありますからいろいろお話しに行くのですが、そういう点について十分ひとつ検討してやっていただきたい。

それから、この前、これは泉さんのときではありますませんでしたけれども、税理士法が出来たときにわれわれは非常に反対をしたのですが、それはどういうわけで反対したかといえば、これは税理士は、自分の收入の源泉としては、やはり税金の問題について利益を受ける人から金をもらひので、これは税務署の署員と同じ立場にはなり得ない点もあると思うのです。そういう点で、当時の谷川さんと盛んにわれわれ議論もしたのですが、この点が非常にむずかしいことで、私たちは、いまあなたの言われた事例について、そんなことをやっていいとは申しません。けれども、まあ、そういうようなわざかな人のために大せいの人が、昔からいいしている、何か角をためて牛を殺してしまったようなことになると非常に悪いので、そういう点いろいろ考えているのですが、どうも公認会計士のような試験も受けられない、それから税理士の分野はどんどん公認会計士にとられる、今度特に監査法人になれば、ますます税理士の仕事といふものは非常に狭くなつてくる、また収入も減つてくる、そういう杞憂なしとしないと思うのですが、こういう点については、大蔵省としてはそういう心配をしておられるのかどうか、そういうことはあり得ないと思われるのかどうか、この点もひとつ伺いたいと思います。

ではないかというふうにすら考へておるわけでござります。ただ、監査法人といつものができると、その監査法人といつのは相当強力なものになつてくると思います。そいたしますと、個々の税理士としての経営よりも、監査法人としてやつていくほうがより強力な、また世間の信用もより多くなつてくるといつことが考えられます。が、そいたしますと、税理士としても、個人でそいう監査法人に対抗してといつわになかなないかない面が出てまいります。そいつた面からいたしまして、先ほど申し上げましたように、税理士業務を行なうもので、いままで自然人に限つておるわけでござりますけれども、法人化を考えるかどうか、これが大きな問題になつてくると思います。そいう点を今後検討してまいりたいと思つておるわけでございますが、さしあたりのところ、従来公認会計士の監査業務の仕事が十分でなかつたのがむしろ十分に行なわれるということが主でありまして、税理士の仕事にそれほど大きな影響を来たすものとは考へおりません。

○佐藤(觀)委員 先ほど大蔵大臣にもちよと質問したのですが、もし公認会計士が本来の仕事をやつておれば、私は当然粉飾決算などといつことはあり得ないと思うのですよ。これは今度の改正ができたらそいう粉飾決算なんかは公認会計士はやらぬといつ保証があるかどうか。これはおそらく公認会計士のこの法案でそいうことのないような監査法人なんつかつくて、本来のことをやられる御意思であらうけれども、法律は、形だけはできても、魂がなければなかなかそいうようにいかないと思うのです。こいう点についていは、これは泉さんからでも松井さんからでもいいですけれども、どういうようになつておられるのか。その保証をとらなければ、われわれはことうようなりづばな、大きな法律をつくつても意味がないといつになると思うので、そいう点はどういうふうにお考へになつておられますか。

○松井政府委員 粉飾決算をなくする有効な手段

なつてくると思います。そいたしますと、個々の税理士としての経営よりも、監査法人としてやつていくほうがより強力な、また世間の信用もより多くなつてくるといつことが考えられます。が、そいたしますと、税理士としても、個人でそいう監査法人に対抗してといつわになかなないかない面が出てまいります。そいつた面からいたしまして、先ほど申し上げましたように、税理士業務を行なうもので、いままで自然人に限つておるわけでござりますけれども、法人化を考えるかどうか、これが大きな問題になつてくると思います。そいう点を今後検討してまいりたいと思つておるわけでございますが、さしあたりのところ、従来公認会計士の監査業務の仕事が十分でなかつたのがむしろ十分に行なわれるといつことが主でありまして、税理士の仕事にそれほど大きな影響を来たすものとは考へおりません。

○佐藤(觀)委員 先ほど大蔵大臣にもちよと質

問したのですが、もし公認会計士が本来の仕事をやつておれば、私は当然粉飾決算などといつことはあり得ないと思うのですよ。これは今度の改正ができたらそいう粉飾決算なんかは公認会計士はやらぬといつ保証があるかどうか。これはおそらく公認会計士のこの法案でそいうことのないような監査法人なんつかつくて、本来のことをやられる御意思であらうけれども、法律は、形だけはできても、魂がなければなかなかなかなかそいうようになつておられるのが、今回この法改正の趣旨でござります。

○佐藤(觀)委員 大蔵省といつしまして、従来監査体制の充実強化をはかるために、今回の法改正のほかにいろいろなことをやつてきております。その第一番は企

業会計審議会の答申に基づきまして、公認会計士がどんな手続で監査を進めるか、この監査実施準

則といつものが不徹底であるといつ御意見がござ

いまして、審議会で十分審議して御答申をいたしまし

いがん、今回の公認会計士法の改正だけで十分か

どうか、こういうところに御質問のポイントがあ

るよう思います。

そこで、企業が正規の方法でそうち長期の資金を

集める、投資大衆から見れば、そうちした自分の家

計の蓄積を証券といつ形で安心して投資できる、

そいう投資家保護の観点からいましても、ま

たそうちした家計の蓄積が有価証券といつ形で転々

流通いたしておるわけでありますので、そうちう

流通の円滑化と投資家保護の観点から、絶対に粉

飾決算はあつてはならないといつのは、仰せのと

おりであります。先ほど大臣からお答えがあり

ましたように、制度的な面ではできるだけ手を打

つが、あとは非常に道義的な面に期待しなければ

ならない面も多いといつことをおつしやつたわけ

であります。まず第一番目は、その資金を集める

企業家自身が、企業の自己責任、対社会責任とい

うものを十分徹底して認識するといつことが出発

点だらうと思います。およ商人として守るべき

法規範は商法といつものがあるわけであります。

やつておれば、私は当然粉飾決算などといつこと

はあり得ないと思うのですよ。これは今度の改正

ができますからそいう粉飾決算なんかは公認会計士

はやらぬといつ保証があるかどうか。これはおそ

らく公認会計士のこの法案でそいうことのない

ような監査法人なんつかつくて、本来のことをや

られる御意思であらうけれども、法律は、形だけ

はできても、魂がなければなかなかそいうよう

にいかないと思うのです。こいう点についてい

は、これは泉さんからでも松井さんからでもいい

ですけれども、どういうようになつておられるの

か。その保証をとらなければ、われわれはこ

うようなりづばな、大きな法律をつくつても意

味がないといつになると思うので、そいう

点はどういうふうにお考へになつておられますか。

さうに第三番目は、これは行政の実施でござい

ます。が、証券取引法及び公認会計士法が施行され

てから相当年限はたつわけあります。事実上、

有価証券報告書とかいうものを中心にいたしまし

て実質審査をやり、粉飾決算について罰正も命じ、

あるいは場合によつては刑事訴追を行なうといつ

ことは従来行なつておりませんでしたけれども、

ほんとうの意味において公認会計士法及び証券取

引法の精神に基づいた行政を実施する決意を固め

まして、御承知のとおり、昨年の三月期の決算以

降のものにつきまして報告書、届け出書の審査体

で長期の金を一般大衆から集める方法でございま

すが、企業が正規の方法でそうち長期の資金を

集める、投資大衆から見れば、そうちした自分の家

計の蓄積を証券といつ形で安心して投資できる、

そいう投資家保護の観点からいましても、ま

たそうちした家計の蓄積が有価証券といつ形で転々

流通いたしておるわけでありますので、そうちう

流通の円滑化と投資家保護の観点から、絶対に粉

飾決算はあつてはならないといつのは、仰せのと

おりであります。先ほど大臣からお答えがあり

ましたように、制度的な面ではできるだけ手を打

つが、あとは非常に道義的な面に期待しなければ

ならない面も多いといつことをおつしやつたわけ

であります。まず第一番目は、その資金を集める

企業家自身が、企業の自己責任、対社会責任とい

うものを十分徹底して認識するといつことが出発

点だらうと思います。およ商人として守るべき

法規範は商法といつものがあるわけであります。

やつておれば、私は当然粉飾決算などといつこと

はあり得ないと思うのですよ。これは今度の改正

ができますからそいう粉飾決算なんかは公認会計士

はやらぬといつ保証があるかどうか。これはおそ

らく公認会計士のこの法案でそいうことのない

ような監査法人なんつかつくて、本来のことをや

られる御意思であらうけれども、法律は、形だけ

はできても、魂がなければなかなかそいうよう

にいかないと思うのです。こいう点についてい

は、これは泉さんからでも松井さんからでもいい

ですけれども、どういうようになつておられるの

か。その保証をとらなければ、われわれはこ

うようなりづばな、大きな法律をつくつても意

味がないといつになると思うので、そいう

点はどういうふうにお考へになつておられますか。

さうに第三番目は、これは行政の実施でござい

ます。が、証券取引法及び公認会計士法が施行され

てから相当年限はたつわけあります。事実上、

有価証券報告書とかいうものを中心にいたしまし

て実質審査をやり、粉飾決算について罰正も命じ、

あるいは場合によつては刑事訴追を行なうといつ

ことは従来行なつておりませんでしたけれども、

ほんとうの意味において公認会計士法及び証券取

引法の精神に基づいた行政を実施する決意を固め

まして、御承知のとおり、昨年の三月期の決算以

降のものにつきまして報告書、届け出書の審査体

で長期の金を一般大衆から集める方法でございま

すが、企業が正規の方法でそうち長期の資金を

集める、投資大衆から見れば、そうちした自分の家

計の蓄積を証券といつ形で安心して投資できる、

そいう投資家保護の観点からいましても、ま

たそうちした家計の蓄積が有価証券といつ形で転々

流通いたしておるわけでありますので、そうちう

流通の円滑化と投資家保護の観点から、絶対に粉

飾決算はあつてはならないといつのは、仰せのと

おりであります。先ほど大臣からお答えがあり

ましたように、制度的な面ではできるだけ手を打

つが、あとは非常に道義的な面に期待しなければ

ならない面も多いといつことをおつしやつたわけ

であります。まず第一番目は、その資金を集める

企業家自身が、企業の自己責任、対社会責任とい

うものを十分徹底して認識するといつことが出発

点だらうと思います。およ商人として守るべき

法規範は商法といつものがあるわけであります。

やつておれば、私は当然粉飾決算などといつこと

はあり得ないと思うのですよ。これは今度の改正

ができますからそいう粉飾決算なんかは公認会計士

はやらぬといつ保証があるかどうか。これはおそ

らく公認会計士のこの法案でそいうことのない

ような監査法人なんつかつくて、本来のことをや

られる御意思であらうけれども、法律は、形だけ

はできても、魂がなければなかなかそいうよう

にいかないと思うのです。こいう点についてい

は、これは泉さんからでも松井さんからでもいい

ですけれども、どういうようになつておられるの

か。その保証をとらなければ、われわれはこ

うようなりづばな、大きな法律をつくつても意

味がないといつになると思うので、そいう

点はどういうふうにお考へになつておられますか。

さうに第三番目は、これは行政の実施でござい

ます。が、証券取引法及び公認会計士法が施行され

てから相当年限はたつわけあります。事実上、

有価証券報告書とかいうものを中心にいたしまし

て実質審査をやり、粉飾決算について罰正も命じ、

あるいは場合によつては刑事訴追を行なうといつ

ことは従来行なつておりませんでしたけれども、

ほんとうの意味において公認会計士法及び証券取

引法の精神に基づいた行政を実施する決意を固め

まして、御承知のとおり、昨年の三月期の決算以

降のものにつきまして報告書、届け出書の審査体

で長期の金を一般大衆から集める方法でございま

すが、企業が正規の方法でそうち長期の資金を

集める、投資大衆から見れば、そうちした自分の家

計の蓄積を証券といつ形で安心して投資できる、

そいう投資家保護の観点からいましても、ま

たそうちした家計の蓄積が有価証券といつ形で転々

流通いたしておるわけでありますので、そうちう

流通の円滑化と投資家保護の観点から、絶対に粉

飾決算はあつてはならないといつのは、仰せのと

おりであります。先ほど大臣からお答えがあり

ましたように、制度的な面ではできるだけ手を打

つが、あとは非常に道義的な面に期待しなければ

ならない面も多いといつことをおつしやつたわけ

であります。まず第一番目は、その資金を集める

企業家自身が、企業の自己責任、対社会責任とい

うものを十分徹底して認識するといつことが出発

点だらうと思います。およ商人として守るべき

法規範は商法といつものがあるわけであります。

やつておれば、私は当然粉飾決算などといつこと

はあり得ないと思うのですよ。これは今度の改正

ができますからそいう粉飾決算なんかは公認会計士

はやらぬといつ保証があるかどうか。これはおそ

らく公認会計士のこの法案でそいうことのない

ような監査法人なんつかつくて、本来のことをや

られる御意思であらうけれども、法律は、形だけ

はできても、魂がなければなかなかそいうよう

にいかないと思うのです。こいう点についてい

は、これは泉さんからでも松井さんからでもいい

ですけれども、どういうようになつておられるの

か。その保証をとらなければ、われわれはこ

うようなりづばな、大きな法律をつくつても意

味がないといつになると思うので、そいう

点はどういうふうにお考へになつておられますか。

さうに第三番目は、これは行政の実施でござい

ます。が、証券取引法及び公認会計士法が施行され

てから相当年限はたつわけあります。事実上、

有価証券報告書とかいうものを中心にいたしまし

て実質審査をやり、粉飾決算について罰正も命じ、

あるいは場合によつては刑事訴追を行なうといつ

ことは従来行なつておりませんでしたけれども、

ほんとうの意味において公認会計士法及び証券取

引法の精神に基づいた行政を実施する決意を固め

まして、御承知のとおり、昨年の三月期の決算以

降のものにつきまして報告書、届け出書の審査体

で長期の金を一般大衆から集める方法でございま

すが、企業が正規の方法でそうち長期の資金を

集める、投資大衆から見れば、そうちした自分の家

計の蓄積を証券といつ形で安心して投資できる、

そいう投資家保護の観点からいましても、ま

たそうちした家計の蓄積が有価証券といつ形で転々

流通いたしておるわけでありますので、そうちう

流通の円滑化と投資家保護の観点から、絶対に粉

飾決算はあつてはならないといつのは、仰せのと

おりであります。先ほど大臣からお答えがあり

ましたように、制度的な面ではできるだけ手を打

つが、あとは非常に道義的な面に期待しなければ

ならない面も多いといつことをおつしやつたわけ

であります。

人以上ある中で公認会計士は二千数百人、二十年たつても三千人か三千五百人にしかならない。わは非常に高級な、りっぱな一つの権威ある公認会計士だと思うのです。試験も非常にむずかしいらしい、なかなかいいへんなようではあります。しかし、せっかく公認会計士法が新たに改正をされる以上は、これが有効適切に、やはり一般社会思うのですが、その点について、最後に藤井さんから、どういうよくな趣旨で今後処理されていくのか、その点をひとつ政務次官からお伺いして、私の質問は終わります。

○松井政府委員 一番多い例は、いま四十四、五社持つておるという例が一番多いようでございまが、これは先ほどから申しておりますように、自然人たる一人おやじの一人事務所というのではなくて、相当大きな組織的な事務所を持つております。まして、一人のおやじのもとにアシスタントとして有資格者たる公認会計士を相当使っておるという事務所形態をとつておるところにおきまして四十数社の被監査会社を持つておるという例がござります。

○永末委員 まあ、アシスタントを持つて四十五、四十六社持つておる。そうすると、公認会計士といふものは、一人当たりにして大体どの程度の監査能力があるとお見込みですか。幾らでもできるのか。個人であるならば、大体人間の能⼒には限界があるはずですから……。

○松井政府委員 御存じのとおり、日本の法人はほとんど半期決算をとつておるので年に二回やることになると思います。したがつて、法人數一と申しましても二件といふ計算になる場合が多いのです。さういふが、一人おやじでやっております公認会計士が適正に監査し得る、十分徹底した監査が可能であると思われるのは、おそらく一人につきましては、三、四社がせいぜい限度じゃなかろうか。現在そらしたいろいろな形態をとつておりますのを総平均しまして、まあ一人当たり二社ないし三社の監査をやつておるというのが実情でございますので、能力の限度は大体そんなところじやなからうかと推定いたしております。

○永末委員 現在この法律によつて一応監査対象になつておるもののが二千二百数社である。そして試験制度によつて毎年二三百名くらゐが公認会計士になる。先ほどの説明によりますと、現在でも公認会計士の中で監査業務をやつておるのがその六〇%くらいである。そらしますと、対象会社はどうどんづぶれていくのか、ふえていかないとすれば、公認会計士がふえてくれば、一人当たりの担當する会社数はふえないでめしは食えない、そろすると税務業務ばかりやつしていくことになると思

いますが、その辺の見通しはどう考えておられるか伺いたい。

○松井政府委員 御存じのとおり、被監査会社と申しますものは上場会社です。そのほか、五十五円以上の増資を行なった会社等がございますが、それらを充足していく会社は年々ふえていく、企業資本の充実の傾向に伴いましてふえていく、上がつて被監査会社の数はどんどんふえていくことになります。一方、先ほどから申し上げておりますように、監査の手数といいますか、内容といいますか、それを充実させていく必要があるというところに大きな問題があるわけがござります。現にADRなんかを発行いたしております日本法人につきましては、すでに日本の公認会計士が監査をやっておるのでですが、あらためてアメリカのパートナーシップ組織による公認会計士が日本に参りまして、日本の公認会計士がやつておる数倍の陣容と数倍の日数をかけて徹底して監査をやっておる、そうしないと、どうも日本の公認会計士だけの監査では信用しないという傾向があるようございます。一昨日ですか、新聞にて載つておりましたが、イギリスの某アンダーライターである大きな証券業者が来ておりまして、日本の株式について英國の関心は非常に薄いのだけれども、同時に、日本の会社に対する監査といふものがアメリカほど徹底しておらないところに日本の株式に対する心配があるというようなことを言っておった記事も、私拝見いたしたのであります。対外的にも信用を博し、広く海外に資本を求めるように相なる情勢が来るのに対応いたしましたが、もっと徹底した、充実した監査をやつてもらわなければいかぬというわけでございまして、先ほど申し上げましたとおり、監査実施準則も非常に幅を広げて仕事の範囲をふやしておりますし、それからコンソリデータード・バランスシートという制度を導入いたしますと、いまよりも徹底した監査、もっと広い監査、もっと手数のかかる監査が必要になってくるわけでございますので、公認会計士が仕事がなくなることないことじや

なくして、ますます公認会計士に対する需要とうものがこの面でもふえてくるんじやないか、こういうふうに考えております。  
○永末委員 つまり、監査内容をもつとしつかりしたものにするためには公認会計士の数が必要だ。ところで、上場株でやっておる会社数の最近の伸びはどういう傾向ですか。  
○松井政府委員 上場会社の数はあとで御報告申し上げますが、上場その他の要件がございまして、被監査会社といらものが規定されておるわけではございません。したがって、御質問の趣旨は被監査会社の数の伸びであろうと思ひますので、その被監査会社の数の推移について申し上げたいと思ひます。  
二十六年九月三十日、これは監査実施の当初でございますが、四百四十六社でござります。それが二十九年十二月になりまして八百四十三、それから三十一年十二月になりまして九百五十一、三十四年に入りまして初めて一千台になり、千百八十七、それが三十六年十二月に千七百二十九、これは東証その他の主たる取引所で第二部の市場が開設されたすぐあとでござります。三十七年一二月、千九百七十六、三十八年十一月、二千百五十五、三十九年十一月、二千二百一十九という推移五、三十九年十一月、二千二百一十九という推移に相なっております。  
○永末委員 そうしますと、ここ数年の間大体百ないし百五、六十といふところで伸びておるわけですね。大体それぐらいは経済に激変がない限り伸びていくだろう、こういうお見込みですか。  
○松井政府委員 おおむね仰せのとおり推定いたしたいと思います。  
○永末委員 そこで、監査内容の深度が深まつてくれば監査のやり方も変わつてこざるを得ない。アメリカ等でやっておられますのは、人數だけ多いのか、たとえば計算機等の人間の使用する器具機械、そういうものも大いに使っておるのか。わが公認会計士さんはそろばん以外の何を使つているのか、ちょっとお知らせ願いたい。

○松井政府委員 最後に申されました計算の機械化ということにつきましては、監査の特質上それをなんに影響するところもございませんし、そちらで計算機の発達等につきましては、そのうえ色はないと思うのですが、非常に大きな違いは、先ほどから申しておりますとおり、組織的な監査が非常に徹底しておる。したがつて、アメリカから日本の会社を見に来る、調べに来ますときにも、実働隊としての兵隊だけが来るといふのじゃなしに、まず最初に乗り込んで来るのは、何人くらいの編成で、どういう専門家を何日くらい従事させればいいか、そしたら監査のプランを立てる責任者が来ります。そういう計画に従いまして実施をやるという点におきまして、監査それ自身が非常に計画化、組織化されて行なわれておるといふところが非常に大きな違うところでございまして、われわれ日本もそういうふうにやっていきたいというふうに考えております。

と申し、監査日数と申し、監査実施基準、実施酒類  
則その他の、ども日本よりももう少し徹底して  
おるようでありまして、いざれも日本で行ないます  
す投入人員、所要日数よりも相当敷時間をかけ、  
人も投入してやつておるといふのが実情でござい  
ますが、日本の場合におきましても、先ほど申一  
上げました関係会社に将来連結貸借対照表といふ  
制度が導入されますときには、いやがおうでもそ  
ういう方向に進んでいかなければならぬといふ  
命運にあると考えております。

○永木委員 そういう人員においてもよく組織化  
され、また数においても多い、こうなれば、その  
監査を受ける会社が支払わなくちゃならぬ部分を  
きわめて多くなってくる。わが国の場合には自然化  
したから、したがつて、公認会計士の受ける報酬  
もそういうところに基準を置いて支払われてき  
ておつたと思います。

そこで、例をあげてわが国の報酬の立て方と、  
たとえば、アメリカのそういう巨大なる組織、人

員を擁する監査の場合の報酬の立て方、これを御説明願いたい。

○松井政府委員　わが国で行なわれて います 監査の報酬の基準がどうなつておるかといふことからまず申し上げようと思ひます。

何ぶん、一人一人の公認会計士と被監査会社との契約ということで、公認会計士の独立性の維持などが非常にむずかしいという問題が從来からございまして、日本公認会計士協会と経済団体連合会との間の申し合わせでこの報酬の標準がつくらるるということに相なつております。これによりますと、日本の監査報酬の体系は、基本報酬と執務報酬に分かれております。基本報酬と申しますのは、一事業年度ごとに幾ら、たとえば、一部の上場会社でござりますと三十万円、二部の上場会社でござりますと二十万円というような形で基本報酬がきめられておりまして、そのほかに執務報酬といふのは、実際会社に参りまして調査をいたします日数一日について幾らといふふうにきめられております。監査責任者につきましては、一日が一万円、それから監査補助者につきましては、これは二つございまして、公認会計士たる資格を持つておる者が七千円、それから会計士補が四千円といふことに相なつて いまして、總括といたしまして、実際には一事業年度当たり大体五十万円、したがつて、半期決算であれば年間百万円といふのが大まかの太体の水準であります。いう例が多いといふふうに聞いております。アメリカの報酬は、まだ非常に徹底して調べておるわけでもございませんので詳しい資料はございませんが、先ほど申し上げた従事日数に応する執務報酬等につきましては、もっと厳格でございまして、一日当たり幾らでなしに、一時間当たり幾ら、これは非常にアメリカ流だらうと思います。そのほかに、まず職階制でございます。職階制によつていろいろ報酬も違うという制度をとつておるようでありまして、一つの与えられた仕事を完遂するために日本の報酬とアメリカの報酬等をじかになかなか比較しにくいわけでありますが、大き

○永委員 もともと監査証明をやるというのには、第一のねらいは、投資家がその会社について的確な判断ができるように、そういう内容を明らかにするというのが一つの目的ではないかと思うのです。そうしますと、それぞれの事業会社は、自分が会社の経理の内容というものを正確に、法律上義務かどうか知りませんが、投資大衆に示すことが義務ではないか。そこで、一体、自分のところが一事業年度でどの程度の商売をやり、どの程度の利潤をあげてくるかということに関連しまして、いま御説明のありましたように、一事業年度百万円程度といふのが一体合理的なのかどうか。いまアメリカと日本の場合を比べますと、アメリカは十倍くらいと言われたのであります。が、実額は問題ではなくて、その会社の持つておる事業年度の商売の高、利潤、それと見合いながらどの程度のものを監査のためにさかなくちゃならぬか、こういう客観的な一つの基準というものが出てきておるのでないか、そういう感じがいたのですが、その辺に対する考え方を伺いたい。

○松井政府委員 抑せのとおり、監査を受けます会社も、これは企業でございます。したがつて、自分の会社が年々あるいは事業年度ごとに幾ら収益をあげるか、それで、弁護士報酬をはじめ、こうした一種の営業外の費用という気持ちを持つ方が多いかと思うのですが、弁護士とか公認会計士に幾ら払えるかということは、おそらくその会社の収益力と関連させて経営者が考えるのもやむを得ないところであろうと思いますが、いま申し上げました一事業年度当たり年平均大体五十万円と申しますのは、そろ多額のものでもないと思います。一方、企業家の社会的責任という観点に立ちますときには、少々金がかかるうと、やはりこれだけの金を支払って第三者に的確な監査をしてもらうというだけの犠牲を払うこととは、社会的責任から見て当然であるという感じにやはりなつてもうに計算をいたしております。

らわなければいかぬ。いまのところでは、仰せのとおり、会社内部でいろいろ監査組織を持つておりますので、公認会計士と第三者監査はいかにもよけいなものだ、よけいなものによけいな費用を払わなければならぬという感じが強いようあります。こういう経営者のものの考え方をまず徹底的に直してもらわ必要があろうかと思います。これが第一点。

それから、公認会計士も、この労務を提供したその反対給付を取るという際にも、それだけの値打ちがあるものとして会社からやはり喜んで払つてもらうだけのいい監査、いい仕事をやるということが必要になつてくるんじやなかろうかと思います。先ほどもちよと申し上げましたが、米国の場合におきましては、単にSECがあるから、あるいは新たにアンダーライターに株や社債を引き受けたまゝために、法制上必要だからやらむを得ず監査を受けておるんだということのほかに、この監査人からあわせて税務のサービスも受けますし、その他経営の管理等につきまして、その公認会計士がほかの同種の会社をいろいろ監査をやっておるそういう実例、経験等に従事していいアドバイスも行なうということでもって、監査を受ける会社が公認会計士の監査について非常に感謝してその監査を受けているのでありますて、こういうメリットが生じてゐるならば、少々の犠牲でも、この社会的責任と符合して考えますときには、相当な報酬を公認会計士に払うのは当然であるといふ概念になつてくるはずでございますが、一日も早くひとつそういう方向に日本も持つていきたいといふふうにわれわれは考えております。

○永末委員 会社のほうは、公認会計士の監査を受けるのが自分の正常な事業運営の不可欠の要素である。メリットがあるから払うといふのじやなくて、そういう気持ちにならなければ、この法律をつくる、しかも、公認会計士を強制的に一括加盟せしめる特殊法人をつくるというのは意味がないのじやないか。不可欠の要素だ、そう思つてもらわなければならぬとほくは思ふのですが、ど

うですか。

○松井政府委員 私もそろいと申上げたと考へておりますが、まさに仰せのとおりであります。

○永末委員 そこで、現在は、先ほどの御説明によりますと、公認会計士協会と経団連とが申し合ををしてああいう標準をつくった。いつつくつたか知りませんが、いつつくつたかということ、いよいよ今度の法律では、「その会員の受ける報酬に関する標準を示す規定」は、新しくできる協会の一つの事業の内容になります。これは一体協会が単独でこの基準を示せるのか、それとも、今までの慣例に従つて、経団連等と相談をしてきめるのか、その二点をひとつ伺いたい。

○松井政府委員 報酬は、三十二年に標準報酬規程というものが申し合わせてできておりまして、その後、三十七年に改定し、先ほど申し上げましたのは、四十年十月の改定の分でございまして、四十年十月には相当大幅の引き上げになつてきております。

ささらに、第二の御質問の、監査法人に対する報酬はどうしてきめるのかといふ問題でござりますが……。

○永末委員 や、監査法人じゃないんだ。四十四条の八号「会員の受ける報酬に関する標準を示す規定」というのは、これは全部にかかるのであります。

○松井政府委員 自然人たる公認会計士のみならず、監査法人の受けれる報酬につきまして、この公認会計士協会でもつてこの標準報酬をきめることにいたしておりますので、これも経済団体連合会との間でネゴシエートが行なわれる必要があらうかと思ひます。

○永末委員 そうしますと、自然人たる公認会計士がやる場合の基準として、先ほどのような申し合せが経団連といままでの協会との間にあります。

いよいよ監査法人をつくつて、しかも、それは五人以上とすることになりますと、同じ基準では、五人ではなく悪いわけですね。その点では、当

然その標準報酬についての基準が変わつていかな

ければならぬと思います。ところが、受けける企業のほうは、出すのは自分のところひとつであつて、そろそろ個人に請け負わしたほうが安くあります。

監査法人が高い、そうすると、監査法人を相手にしない、こういう現象が起つたのでは、監査法人が新しい制度をつくれようとする趣旨が貫かれないと、いよいよ今度の法律では、「その会員の受ける報酬に関する標準を示す規定」は、新しくできる協会の一つの事業の内容になります。これは一体協会が単独でこの基準を示せるのか、それとも、今までの慣例に従つて、経団連等と相談をしてきめるのか、その二点をひとつ伺いたい。

○松井政府委員 おつしやる問題も起つてきようかと思います。その辺の見解並びに指導はどういうふうにやられるか、伺いたい。

○松井政府委員 おつしやる問題も起つてきようかと思いますが、現実にどんな形で報酬の標準が示されるか、いまにわかに決定的なことは申し上げられませんが、個人ならば安いが、監査法人では高いといふことは相なるまいと思ひます。

何となれば、非常に大きな法人でございまして個人の監査では不徹底だといふ場合には、現在行なわれておりますように、共同監査という形で数人が相寄つて監査が要請されるということに相なるわけでありまして、監査法人の場合でもメンバーが全部それに参加するのではなくて、その中の特定人、数人が必要な限度に応じて監査に従事するといふことに相なるわけでありますので、実際その会社について何をどの程度見る場合には幾ら要りますかといふことは、個人の集合であらうと法人の内部から派遣される公認会計士の数であらうと、そこは變わりはないものと考へます。したがつて、やはり監査法人の場合は、監査法人にすべきだといふ意味合は、たとえば、証券行政を見ている目から見れば、ある一定程度の大きさの事業体は、やはり個人個人ではなくて監査法人にすべきだといふ意味合は、たとえば、証券行政を見ている目から見れば、ある一定程度の大きさの事業体は、やはり個人個人ではなくて監査法人でやれ、こういう指導がなれば、行政指導として、この程度の事業内容を持つこれくらいの規模以上のものは、個人個人ではなくてやはり監査法人でやれ、こういう指導がなされるべきだと思いますが、いかがですか。

○松井政府委員 先ほど私、監査報酬の御質問でございましたので、報酬中心にいろいろお答えをしてまいつたのであります。いま伺いますと、ボイントが少し違つておつたように思ひますので訂正いたしますが、おつしやるとおり、個人の臨時的な集団による監査では、まず継続性がございません。それから、監査証明をしたという個人の集団でございまして、監査主体といふものを対外的に表示するすべもないといふことでござりますが、あわせて機能的に組織的な監査をやろうと思ひますならば、先ほど私が申し上げましたアメリカの例にありますとおり、やはり法人組織をとつたもの、内部の経営体制というか監査体制といふものを強化して、その効果を十分發揮するという

やはりこの監査法人の報酬が、監査法人がなかつたときよりも幾ぶん高いのではないかといふ問題

が起つこりましても、さすがに、そういう信用のある監査法人から監査をしてもらつたならば、一般的な投資者に対する説明の程度も非常に有効であるし、大蔵省も信用してくれるといふことに相なりますと、それだけの報酬を払つただけの値打ちはあるといふことになつてくるわけでもあります

ので、ここは合理的に、その信用度に応じて、報酬といふものが個人の場合と法人の場合にはどうぞ懸隔なしにきめられるのではないか、また、そういう方向に持つていきたいとわれわれは考えておられます。

○永末委員 いままででも共同して何人かの公認会計士が大きな事業会社の場合には当たつている、監査法人をつくつてもそれは変わらぬのだ、こういうお話をですが、しかし、監査法人を設けられた意味合いは、たとえば、証券行政を見ている目から見れば、ある一定程度の大きさの事業体は、やはり個人個人ではなくて監査法人にすべきだといふ意味合は、たとえば、証券行政を見ている目から見れば、ある一定程度の大きさの事業体は、やはり個人個人ではなくて監査法人でやれ、こういう指導がなれば、行政指導として、この程度の事業内容を持つこれくらいの規模以上のものは、個人個人ではなくてやはり監査法人でやれ、こういう指導がなされるべきだと思いますが、いかがですか。

○松井政府委員 先ほど私、監査報酬の御質問でございましたので、報酬中心にいろいろお答えをしてまいつたのであります。いま伺いますと、ボイントが少し違つておつたように思ひますので訂正いたしますが、おつしやるとおり、個人の臨時的な集団による監査では、まず継続性がございません。それから、監査証明をしたという個人の集団でございまして、監査主体といふものを対外的に表示するべもないといふことでござりますが、あわせて機能的に組織的な監査をやろうと思ひますならば、先ほど私が申し上げましたアメリカの例にありますとおり、やはり法人組織をとつたもの、内部の経営体制というか監査体制といふものを強化して、その効果を十分發揮するという

ことを期待しなければならないわけでありまし

て、単なる個人の集団の場合を乗り越えて、組織的な監査の効果が發揮し得るといふのが今度の監査法人のねらいでありますので、当然そらした方

向に帰納するよりにわれわれもしたいし、行政指導もしなければならないと思ひます。あわせて、被監査会社の側にとりまして、非常に大きな会社とか、非常にむずかしい会社とか、いろいろな業種にわたつて一体として監査証明をするといふ場合に、当然そらした組織化された監査法人の監査を受けるのが適当でありますし、また、そういう方向に自然に進みますよう、行政指導の観点からもそういう方向に持つていただきたい、仰せのとおり、そういうふうに考えておるわけでございます。

○永末委員 会計士補という制度が法律に書いてあります。これを見てみると、第二次試験後第三次試験を受けるまでに三年以上実務に携わらなければならない。会計士補が報酬を得てやる業務も書いてありますが、これはしかし公認会計士の業務の中のごくごく一部分である。そうしますと、第二次試験を受けて、何歳になるかわかりませんが、大体何歳くらいの人がそれになつておるか、これも伺いたい。

それから、先ほどのお話を、年々第三次試験の合格者は二百名程度である、そうすると会計士補の現在人員でどの程度でこれが消化されて公認会計士になれるのか、あるいはどの程度が浪人をやらなければならぬか、この辺のお見通しを伺いたい。

○安井説明員 会計士補と申しますのは、御指摘のとおり第二次試験を合格しました者が会計士補の資格を得るわけであります。その後二年間、うち一年間は実務補習、二年間は業務補助をいたしました。三年たちますと、第三次試験の受験資格が得られるわけであります。現在までの試験の経過を見てまいりますと、両方とも試験の合格率が非常に低うございまして、第二次試験、つまり最初に会計士補になるのにも約7%から8%であり

ます。それから第三次試験の合格率が大体一三%程度と記憶しております。したがいまして、会計士補になりました者が、会計士補では、御承知のとおり公認会計士としての監査証明業務は行なえないので、公認会計士の監査証明業務の補助を行なうにすぎないわけでありまして、どうも職務そのものが安定しておらぬという議論があるわけあります。現在でも公認会計士補の方々、特に会計士補を通られて公認会計士になられた方々の御意見では、何とか現在の制度を直してほしいといふことを承つておるわけであります。

○永末委員 現在の会計士補は何人ですか。

○安井説明員 現在会計士補いたしまして登録をいたしておりますが、二月二十八日現在でござりますが、六百五十三名でございます。二次試験に合格いたしまして、まだ登録はいたしてない者の数が約七百名くらいこのほかにあろうかと思ひます。

○永末委員 その会計士補の中で、いま承りますと、三次試験に合格するのが一三%程度だ、毎年七、八%程度の二次試験合格者、大体数字は何ばかりませんが、その数字をお知らせ願えれば——会計士補を長年やつておる人というものがおるわけですね。この人々は制度上きわめて微々たる報酬しか受けられない。こういふやういになつてきていると、この会計士補といふ人に對しては、この提案されております法律案はきわめて酷である。こういふ結論が出てくるわけですね。その辺の御見解を承りたい。

○安井説明員 現在の公認会計士法の改正案が会

計士補に酷ではないかというお話を承ったのでございますが、実は現在の公認会計士法の改正案の中に二つございまして、一つは監査法人の目的が組織的な監査を行なうということにございます。この監査法人の業務の運営と申しますか、さかのぼりまして認可の要件の場合にも監査法人の目的が組織的な監査を行なうということにございます。こので、先ほど御議論がございましたように、監査法人のパートナーと申しますか、社員の数は公認会

人が五名いなければいけないということになつ

ておるわけでございますが、同時に、法律上の認

可の要件いたしまして、組織的監査を行なうに

足りる人員を持たなければいけないということを

法律の上でも規定しているわけでございまして、

むしろ私どもいたしましては、こういった組織

的監査を行なう場としての監査法人ができますこ

とによつて、この会計士補に監査補助者としての

業務が非常にふえてまいるのはいかないかといふ

うに考へておるわけでございます。

また、法律の第二の改正点いたしまして、公

認会計士協会が特殊法人化するわけでございま

すが、この場合にも、この新たに特殊法人になりますと、いまお見込みになつておるのは、

○松井政府委員 先ほどお答え申し上げましたよ

うに、十ないし二十は当初に設立が予想されるの

ではなかろうかと考えております。

○永末委員 そうしますと、この会計士補という

のは、登録している者、またそれに該当しそうな

人々が千三百人程度ある。そこで、いまあなたの

お話を伺うと、それも監査法人の中に入つてくる

のだ。ところが、その数は十ないし二十、こうな

りますと、監査法人が会計士補を引き受ける能力

は約六十名から百二十名だ、そういうことになり

ますね。そんな監査法人をお考そなのですか。

○安井説明員 私申し上げましたのは、監査法人

の要件いたしまして、この「業務を公正かつ的確

に遂行することができる人的構成及び施設を有す

ること。」という要件を設けまして、会計士補にも

監査法人の職員として仕事をしていく場をつ

くりていきたいという意味で申し上げたわけでございまして、先生の御指摘のとおり、現在監査法人のパートナーと申しますか、社員の数は公認会

会が年々幾らふえていくか、その需要に応ずる

ためには公認会計士の有資格者を年々幾らにふや

か、いまお見込みになつておるのは、

○松井政府委員 先ほどお答え申し上げましたよ

うに、十ないし二十は当初に設立が予想されるの

ではなかろうかと考えております。

○永末委員 そうしますと、この会計士補という

のは、登録している者、またそれに該当しそうな

人々が千三百人程度ある。そこで、いまあなたの

お話を伺うと、それも監査法人の中に入つてくる

のだ。ところが、その数は十ないし二十、こうな

りますと、監査法人が会計士補を引き受ける能力

は約六十名から百二十名だ、そういうことになり

ますね。そんな監査法人をお考そなのですか。

○安井説明員 私申し上げましたのは、監査法人

の要件いたしまして、この「業務を公正かつ的確

に遂行することができる人的構成及び施設を有す

ること。」という要件を設けまして、会計士補にも

監査法人の職員として仕事をしていく場をつ

くりていきたいという意味で申し上げたわけでございまして、先生の御指摘のとおり、現在監査法人のパートナーと申しますか、社員の数は公認会

会が年々幾らふえていくか、その需要に応ずる

ためには公認会計士の有資格者を年々幾らにふや

か、いまお見込みになつておるのは、

○松井政府委員 仰せのとおり、司法官につきま

しては、司法修習制度といふものがございまし

て、国が費用を持ち、それは管理をしておる。大

部分は判事、検事の養成の場であるといひなが

れは法曹界におかれます法曹一体の原則といふ

思想をございまして、そうした司法担当者につきま

しては、国が責任を持ち、國が管理して、これを

教育するという制度が昔からござりますし、その

重要性からいって、あるいはまた、国家的な責任

からいってそういう制度がとられているのだと思

います。この公認会計士の場合も、一国の

産業になつております企業の監査をやるといふ

ができますが、私どもの予測といたしまして、何

の法改正のあとにすぐ続きまして、公認会計士審

査の形において、こうした修習期間中において

も厚い待遇があつていいのではないかといひ仰せ

ど多くないのではないかといひことは御指摘のと

おりございませんけれども、現在の状況に比べま

すと、一步進むのではないかといひ意味で申し上

げたわけございます。

○永末委員 一步進むと言いますけれども、それ

は別の問題です。ぼくの伺いたいのは、今回の法

改正を通じては、従前にもましていろいろ道を踏みます

か、これは先ほどから御質問がありました被監査

会社が年々幾らふえていくか、その需要に応ずる

ためには公認会計士の有資格者を年々幾らにふや

か、いまお見込みになつておるのは、

○松井政府委員 先ほどお答え申し上げましたよ

うに、十ないし二十は当初に設立が予想されるの

ではなかろうかと考えております。

○永末委員 そうしますと、この会計士補という

のは、登録している者、またそれに該当しそうな

人々が千三百人程度ある。そこで、いまあなたの

お話を伺うと、それも監査法人の中に入つてくる

のだ。ところが、その数は十ないし二十、こうな

りますと、監査法人が会計士補を引き受ける能力

は約六十名から百二十名だ、そういうことになり

ますね。そんな監査法人をお考そなのですか。

○安井説明員 私申し上げましたのは、監査法人

の要件いたしまして、この「業務を公正かつ的確

に遂行することができる人の構成及び施設を有す

ること。」という要件を設けまして、会計士補にも

監査法人の職員として仕事をしていく場をつ

くりていきたいという意味で申し上げたわけでございまして、先生の御指摘のとおり、現在監査法人のパートナーと申しますか、社員の数は公認会

会が年々幾らふえていくか、その需要に応ずる

ためには公認会計士の有資格者を年々幾らにふや

か、いまお見込みになつておるのは、

○松井政府委員 仰せのとおり、司法官につきま

しては、司法修習制度といふものがございまし

て、国が費用を持ち、それは管理をしておる。大

部分は判事、検事の養成の場であるといひなが

れは法曹界におかれます法曹一体の原則といふ

思想をございまして、そうした司法担当者につきま

しては、国が責任を持ち、國が管理して、これを

教育するという制度が昔からござりますし、その

重要性からいって、あるいはまた、国家的な責任

からいってそういう制度がとられているのだと思

います。この公認会計士の場合も、一国の

産業になつております企業の監査をやるといふ

ができますが、私どもの予測といたしまして、何

の法改正のあとにすぐ続きまして、公認会計士審

査会におきまして、これらの問題を試験制度の改正といふ観点から新たにおつけすぐ取り上げて審議してもらいたい。こういうふうに考えております。

○永末委員 この会計士補並びにこれに該当する人が千三百人でしょう。そして、法律で、実務等をやれるのは三年となつていて、合格率は大体二百人程度だ。こうなりますと、算術計算したって、全部消化するのに六年かかるわけだ。そろしまた、この法律では、会計士補というものを、制度としてそういう職種を認めている。こういうことになる。認めておるのならば、その報酬についてもとたくさん上がるようにならぬ。六年といいますと三十歳をこえてくるでしょう。三十歳をこえてきて、制度上非常に収入が上がらぬ。こういうことで、私はその制度はいい制度とは思えない。局長は試験制度等もひとつ審査会にかけたいとおっしゃいますが、やはり早く一本立ちの公認会計士になれるような道をつけるのが必要です。もちろん試験は能力がなければ合格することはむずかしいと思います。ただ、おかしいのは——実務をちゃんとやれと法律で命令していること、試験に合格すると、いうこととは無関係なんですね。実務をやつたけれども、試験は試験で別個にやられる。そうしますと、何年やつておつても、試験に合格せね限りだめだ。そういうふうで、お医者のほうでも、インターの制度について、やはり無報酬はいかぬから報酬を出せ、こういう議論が出てくるのも当然のことである。やはり近代社会においては、それぞれの職種に正当な報酬が支払われるよろな道を法律上やはりつけておくというのが、私は基本的な考え方ではないかと思う。その方向にやられるわけですね。お答え願いたい。

○松井政府委員 おっしゃる問題は十分われわれも理解するところでございますが、公認会計士に要請される人格なり譲見なりあるいは能力なりと

いふものは、非常に高いところに水準を置いております関係から、非常に試験がむずかしいといふところに一つの大きな難点があるわけあります。

が、やはり適格者たる公認会計士を得たいといふ、また、そういうふうな社会的要請にもこたえる必要があります。第三次試験というの是非常にむずかしい、したがつて浪人が多いということにも相なっていますが、これが試験制度及びインターネット制度等につきまして、いまおっしゃった趣旨に基づきまして、できるだけ合理化をはかるようこれから検討してまいりたいと思いますが、できれば、こういうむずかしい試験を通らなくて済む、ある程度の試験でもってどんどん公認会計士になれる、公認会計士が平素実務をやっておる過程において、いい仕事をする人は信用を博して残るし、能力のない、信用のない人は自然に没落していくという、社会的淘汰が自然に行なわれるよろな組織がござりますならば、入り口の闇門でのじやないかというような問題もござりますので、そういう問題も含めまして、試験制度全体を考え直してみたい。あわせて、インターネット制度を残すなら残すで、いまおっしゃったように、生活の保障ができるようにするにはどうあるべきか、試験制度、インターネット制度全体につきまして、公認会計士審査会で、この法案を通過させていただきましたあとには、すぐまた審議に入つてもらおうと考えております。

○永末委員 大臣に總まとめでひとつお答えを願いたいのですが、私どもの見ておりますところでは、この公認会計士制度といふのは、現在の資本主義社会においては、その企業といふものが公共的立場から見てやはり正確に投資家に映る必要がある。同時に、それは企業でなくとも、たとえば政府資金を取り扱つておるような関係のところいろいろな紛擾が起きないためには、やはり厳格なる経理内容といふものが明らかにされておる必

れを強化し、そういう専門的な一つの判定の場、たとえば、われわれの肉体管理に対する医師のような立場、これが企業であろうとそうでなかろうと、そういう一つの診断をし、判定をする機関として育成強化するべきだと思います。

そこで、先ほど学校法人だけの話が出ました。が、そのほか農協にしろ、政府資金の関係のあるところで、あるいはまた大蔵省自体が監督され、各省が監督をされておるところもございます。これは行政機関としての監査、監督業務であります。しかし、同時に、この制度を育成強化するとするならば、こういふ第三者機関の監査といふのを義務づけて、そうして明確にしていくことも一つの方法ではないか。それが公認会計士制度といふものを育成する上に、非常にわれわれは有用だと考えます。この辺の方向について大臣からお答えを願いたい。

○福田(赳)国務大臣 永末さんの御意見、私は方針としてまとめるだと思ってます。公認会計士の役割りを考えますと、これはどうしてもその地位を向上させ、その公認会計士の認定に対する一般の信頼度を高めていく、これはどこまでもこの制度をやっていく上においては基本的に考えていかなければならぬ問題だと考えます。そういう角度から、政府の監督行政の及ぶやろの企業体につきまして、この会計士の活動が及ぶようになります。ただ、いま設例の金融機関、これは政府の監督が非常に厳重にいつておるわけであります。特別の監督に関する立法もございまして、それに従いまして常時検査もいたしております、これは相当行き届いた検査をいたしておるわけでありますので、いま直ちにそこまで会計士の働きを及ぼすかどうか、これはまだ私は問題があるのでないか、どうふうに考えます。しかし、御趣旨、御意見

ておる次第であります。

○永末委員 質問を終わります。

○横山委員長 地震保険に関する法律案及び地震再保険特別会計法案の両案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

○横山委員 先般、地震保険につきまして五つばかり政府に、大臣ないしは政務次官から最終的な御答弁を伺いたいとお願いしておきました。以下、きわめて簡潔な御質問でござりますが、お答えを願いたいと思います。

第一は、保険料率の問題であります。第五条に「収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならぬ」とあります。私の主張は、地震保険の保険料率はもちろんでありますから、政府の監督行政の及ぶやろの企業体につきましてもこの会計士の活動が及ぶようになります。ただ、いま設例の金融機関、これは政府の監督が非常に厳重にいつておるわけであります。特別の監督に関する立法もございまして、それに従いまして常時検査もいたしておる、これは相当行き届いた検査をいたしておるわけでありますので、いま直ちにそこまで会計士の働きを及ぼすか

かなければならぬ、これはもう私も当然そうあるべきだと考えております。過去の保険事故発生の統計、こういうものをより合理化すること、それからさらにはこの保険企業の運営の合理化、近代

化、こういうことをやりまして、そらして料率の低下、これは今後といえども努力をしていかなければならぬ。さように考えますので、さようなな行方指掌として、ハキシム、かようじゅをとります。

それから地震保険の料率ですが、この問題につきましては、これは御承知のとおり、何百年來の起こつた地震というようなことから推算いたしまして、大体この程度が適当であろう。こういふのですから、これはなかなか保険統計といふもののですから、正確は期しがたかつたわけであります。推計的要素も相当あるわけであります。さようなことで、今回はとにかくこうしておきますが、この実施状況等を見て、さらにこれが改善、合理化につとめる、こういう考え方であることを御了承願いたいと思います。

る法人税のあり方であります。先般指摘をいたしましたように、他の一般企業と比較をいたしますと、常識的に考えて、保険会社の法人税の納稅状況はきわめて安い。それはそれだけの理由なしとはしません。

〔委員長退席、吉田（重）委員長代理着席〕  
しませんが、また性格上問題がある、それだけの理由があるということもわかるのであります。が、社会常識からいって、保険会社の水揚げ、三十九年度において収入保険料、利息、配当金、その他収入約七千五百億円、そして法人税が二億円にすぎない。このことには理由があるとは思いますが、それにしても、この制度について改善を加える必要がある。私が他の各国の状況を聞いてみて痛感をされる一つのモデルとしては西ドイツ方式であります。最低限課税の制度が西ドイツにあり、「事業所得が欠損でも保険料払い戻し金及び払い戻し整備金控除前の純益（いわば生保会社の公表剰余金に当たる）の五%相当額は課税所得とされる」という西ドイツ方式がござります。私はこれが一つのモデルだと思うのであります。今、保険会社は株価の評価減で痛手があることは事実であります。それは何も保険会社だけの問題

題ではございません。数年前私が本委員会で取り上げまして、そして法人税が若干適正化されたのあります。そのいろいろな方法をもつてしてまだ不均衡を来たしておると思います。この際、保険会社の法人税については、他の一般企業と比較して、まず常識的な水準にまで是正をすべきではないかと思われるのですが、いかがですか。  
○福田(赳) 国務大臣 保険会社といったしましては、生命保険会社、損害保険会社とあります。横山委員は主として生命保険会社について御指摘だと思います。これはちょっと見てそんな感じが私どももするのであります。しかし、しさいに観察というか、考えてみますと、生命保険会社は多くの多くが相互組織をとつておるわけです。契約者が相互にその生命を保険し合うという仕組みでございます。そういうようなことから契約者配当準備金の繰り入れということが税法上認められておる。そこで、一般の会社でありますと、利益金として出てくるのが経費として――経費というか、租税対象外として控除されておる、こういう形になるわけであります。これは相互組織といふことで、また生命保険会社という一つの社会保障の補完的な役割りを尽くすという会社のたてまえからきておるというふうに思うわけでございまして、私は、一応これは筋の通つておる制度であるとうふらには考えます。しかし、社会的に見まして、どうも利益があるのに少し少な過ぎるじやないかという感触の払拭し切れぬ面も確かにあるのであります。これはなお、どういう税制の扱いがいいかということは今後の問題として検討させていただきたい、かように考えます。  
○横山委員 つけ加えますけれども、法人税額が少なければ、事業税並びに地方に課する税がそれだけ少ない。近所づき合いもしておらない。都市の中心にありますものが、金融機関、保険会社が軒並みに並んで都市の発展をいささか阻害しておるということもまた大臣御存じのとおりであります。ですから私は、いま大臣のおっしゃるような純粹の配当と、それから契約者配当――先般も指

摘したのですが、大体契約者配当ということと自身がおかしいのであって、契約者に対する配当ならば、これは純粹な配当と何ら違つてゐないはずである。だからそれは、もしもあなたのおっしゃるようなことをやるならば、名前から大体直さなければならぬということを指摘しておるのです。相互会社であるからといふ論理的な問題についてはずいぶん尽くすべき議論がありますが、しかし、時間がございませんので、大臣がおっしゃるように、きわめて常識的に、きわめて世人が納得できるような線までは引き上げる必要がある。その線というのは、ほんは、いろいろ議論をし尽くしてみれば、西ドイツ方式が一番常識的だ、こう考えるのです。今回、きょうあたりから始まります税制調査会の議題としてもらいたいと思うのですが、いかがでござりますか。

○福田(赳)國務大臣　よく検討いたすことにつきます。

○横山委員　第三番目の御返事をいただきたかった問題は、これは本日も質問の中に入りましたが、公認会計士法に関連をいたします問題であります。保険会社、銀行、信託会社、私学あるいは宗教法人に対しては、少なくとも国の助成があり、非常にたくさん税金をまけ、補助金を出し、あるいは融資をする、政府の至れり尽くせりの援助があります。それらについては政府の直接監督下にはあります。それぞれ金融検査官があるのであります。それが必ずしも十全ではないというふと、直接政府が監督をするけれども、しかし、ワシントン・シンジョンを置くべきではないか。彼らをして充実し、その公認会計士自身も内部牽制を十分にやるという組織をわれわれは検討する段階でございますから、かつてテーブル・ファイア事件等も出しましてこれら保険会社におきまして、公認会計士の監査証明を受けさせるように改善をす

正なりとした場合においては、その職業的生命をもつて制肘をされるのであります。金融検査官が、粉飾決算をした場合に、これを適正なりとし、あるいはおおむね適正なりとした場合に、だれが一貫責任をとるのであるか。そういう点については、官庁組織としては最終的には大蔵大臣であるあなたの責任だと思われるのですが、今までいまだかつて、この種の大蔵省の直接監査を受けました問題で、間違いがあつたからといってだれかが責任をとつて、職業的命である役所を辞職したということを聞いたことがないのです。それは役所の組織としてそういうふうになつておるから、いいことはありませんけれども、責任者がないわけであります。したがいまして、私は、この生命保険につきましても、別な角度の、大蔵省の監督はそれはそれとしまして、公認会計士の監査証明を受けさせるべき制度にすべきではないか、こう考えるのでありますが、いかがでありますか。

か信託会社は、他の一般企業に比較いたしまして大蔵省の監督権限が強いということだけでもあります。それで、ダブることについては大なり小なりすれば、それじや役所が最終的に責任を一体とつておるのかどうか。先般來一部の銀行が内部紛争を起こしたり、粉飾決算をしたり、そういう場合に役所が最終責任をとつておるかどうか。とつていなかいわけです。ところが、公認会計士に対しては最終的責任をとらせるのであります。その利点といふもの、長所といふものを考えて、役所が一步下がつて、一つには、この種の会社に自律作用をもつと嚴重にさせること、その意味では公認会計士制度を適用すること。こういうことを考え直すべきではないか。もしま生命保険会社でどこかの会社に非常な問題があつたとする。そうすると、それを常時監督しておる大蔵省財務局はどうのくらいいの責任を負うか。何を負うしかけになつてない、常時監査をしていながら。そしてこれらのところには預金者の保護、契約者の保護という美名通りに隠れて事をうやむやにさせるという習慣がどうなっている根柢である。本委員会におきましても、預金者の保護、契約者の保護のために、十分別抜検査すべき点が別抜し得ない。そのためには善的な経営者ができて内部紛争を起こすという状況について、百尺竿頭一步を進むべきときではないか。何のために、大蔵大臣が、公認会計士法の改正をもつて經濟の流れの中に姿勢を正させる、こう言つていらっしゃるのか、私は疑問を感じますのは、す。

大蔵省が金融機関に対して行なう監査、これは相当包括的な監査なんです。その中には公認会計士による監査、これも含まれておる、こういふようなことを考えますときに、ダブらせ得るかどうか、これは問題のあるところじゃないか。しかし、責任の所在を明らかにするといふような問題があることは、これはあなたのお話をとおりなんですか。なよく考えてみましょう、こういうふうにお答えしておきます。

○横山委員 ちょっととまだ御返事が、検討願つたまゝにしては不十分で、右にするか左にするか、ひとつ内部で相談をしておいてもらいたいということであつて、抽象的な検討をするということの御返事では、お話の約束がちょっと違うような気がするわけです。政務次官、どうですか、お打ち合わせが不十分じゃないですか。

○藤井(勝)政府委員 私、補佐の役割りを十分果たせなかつたことをたいへん申しわけなく思つておりますが、大臣からのだいま御答弁で、大体の方向は横山委員に答えられたようなことであります。ただ、私は、やはりこの時点ではまだ左か左か割り切つた答弁は、十二分に大臣に連絡をしておつても、できにくく問題ではないか、何とならば、公認会計士制度自体、まだこれから内容の整備をしようという法律改正を御提案申し上げておるわけでござりますので、そのような推移と相まって、十分御趣旨の点はわれわれもしんしゃくをして、前向きで検討をする、こういうことでのひとつ御理解を賜わりたい、かように思う次第でございます。

○横山委員 関連をして一つ伺いたいのですが、証券会社はいま監査証明を必要としております。しかし、証券会社が商取法の改正によって、大臣の認可制度になつておる。そうすると、監査証明が必要としないということになる。一般的な今日までの常識をもつてすればそういうことになりますのではないかと思ひます。やはりそなりますか。証券会社も公認会計士の監査証明を、認可制度を機会にして必要としなくなりますか。その点

は、事務当局でもけつこうですが、制度上の問題を伺いたい。——おわりになりましたか。それではいいです。そうなると思うのですよ。政務次官、そういう場合をも含めて、私は、引き続き監査証明を必要とするということにしてもらいたい。いま大臣のおっしゃった、大蔵省が金融機関を検査する立場と、それから公認会計士が監査証明する立場と少し違うことは承知をしています。承知をしていますが、それがラップしない方法があると思うのですが、この点はひとつあらためて御質疑をしたいと思いますが、さよう願いたい。

それからその次の問題は、こういうことを御検討願いました。それは、この地震保険の質疑をしてまいりますと、先般提出を願いました数字をもつてしまわめてラフな数字であります。契約件数の予定、保険金額の予定、純保険料の予想等を見ましても、あるいはまだ地震保険料率の計算を見ましても、きわめて学理的で、今後一体どういうことになるのか十分予測しがたい、こういう感じがいたします。それから、法律の内容を見ましてもきわめて抽象的で、主管部としてこれを策定するのに困難があつたのではないか。(また、先般指摘しました)「七十二時間以内に生じた二以上の地震等は、一括して一回の地震等とみなす。」という定義も、松代の状況を考えると、これはなかなか運用に困難であると思われる。したがって、本地震保険に関する法律につきましては、施行後その事態の推移を見て、常にその運営の改善ないしは法律の改正についても彈力性を持つて臨むべきではあるまいか、こう考えるのですが、御意見を伺いたい。

○福田(赳)国務大臣 地震保険は何しろ初めてのことなどざいます。これはもう関東大震災、あれ以来問題になりまして、しかも今日まで実現しなかつたのは、それ相当の困難性があつたからだと思います。今はその困難性を乗り越えてこういふ立法をしようということになりました。したが

いまして、初めての試みでありますので、やや控え目の点もあります。それからもう一つは、初めての試みであると同時に、また、保険統計なんかの資料において過去のものの捕捉がきわめて困難な点、そういうようなものをお慮いいたしまして、今後できる限りこれが改善につとめていく、こういうことにいたしたいと思います。

○横山委員 最後の問題は、政務次官からでもうけたところでございますが、本委員会で地震保険に関する内容を具体的にいろいろ申し上げたことがあります。同僚諸君からは、全壊ばかりではなくて分損も考慮すべきである等々の問題が出ました。が、それらにつきましてどういうようなお考えをされたか、一括してお伺いをいたしたい。

○藤井(勝)政府委員 先般の委員会においても、分損の問題を取り扱う考え方として、いわゆる経済的全損といふものをできるだけ常識的に不公平をなくするような配慮をしなければならぬ。一応、形はたいして破壊を受けておらないけれども、これを建て直さなければならぬ、居住の用に供するわけにいかない、こういう状態ならば、当然経済的全損として、破壊の査定基準はきめこまかく、いろいろな事態を想定して、極力不公平にならないようにならなければならぬ、同時に、地震の発生いたしました現場の事態を考えると、なかなか事務的、技術的に査定の能力というものがござりますから、ある程度区切りをつけなければならぬ、こういう要請もあろうかと思うのであります。が、これまで初めての制度でございますから、今後このような事態に照らして、現実的に処理していくまして、できるだけ実情に沿うように改善をする。しかも、これは今後積極的に絶えず配慮しなければならぬ問題である、このように考えておる次第でござります。

長に第十一条の罰則について、ちょっとお伺いします。

第十一条の罰則、第一項と第二項に分かれておりまして、第二項はきわめて該当者が明白であります。第一項は、その第二項を除いたものだという感じがいたしますが、一体「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、」というのは、第二項以外のどういうものを意味しておるのでしょうか。きわめて包括的なもので、いささか危険を感じます。

○上林政府委員 第二項の規定は、いわゆる両罰規定でございまして、行為をなしました個人はもちろんのことでございますが、二項におきましては、法人の名においてこれをやりました場合に、法人も責任がある、そういう場合におきましては、法人につきましても個人と同様に罰則を科する、こういう趣旨の規定でございまして、これはいろいろな場合におきまする例文でござります。

○横山委員 そらしますと、第二項は「行為者を罰するほか、」とありますて、私は第二項だけでいいのではないかという感じがしたのですが、あなたの御説明によると「行為者を罰するほか、」とは、この行為者は第一項のことである。つまり、「行為者を罰するほか、」という意味は、第二項において意味がないことばである——私の言うこととわかりますね。第一項は、要するに「保険会社等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者」のことと言つておるにすぎません。そのほかの人、一般国民すべてを適用する意味ではないということですか。

○上林政府委員 「行為者を罰するほか、」といいますのは、行為者を罰します上に、その行為者が——この場合は保険会社であります「保険会社等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者」であつて、保険会社の業務に關して行なつた、したがつて保険会社が責任をとるべきである、こういう場合には保険会社にも一項の三万円以下の

罰金を科する、こういう趣旨でござります。

○横山委員 終わります。

○吉田(重)委員長代理 次会は、来たる二十六日午後一時より理事会、一時十五分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十六分散会